

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加)について

(諮問第3099号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	6 4
3	申請概要	6 6
4	審査結果	7 0

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成30年3月16日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 新美 育文 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

平成29年12月22日付け諮問第3099号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
 - (1) 接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、十分な時間的配慮をもって関係事業者等への説明会を開催し、それにより寄せられる関係事業者等の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行っていくべきことを、NTT 東日本・西日本に求めること（考え方3）。
 - (2) 次の各事項が着実に実現するよう、状況を注視し、必要に応じ対応すること（考え方6）。
 - ① 本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者が要望する場合は、NTT 東日本・西日本において、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応すること。
 - ② 現行メニューでの対応の方向性が接続事業者・関係団体に対し早期に明らかにされることが必要であるところ、NTT 東日本・西日本において、総務省からの要請（平成30年2月26日総基料第33号）に基づき現行メニューに関する検討状況を総務省に報告した後速やかに、その内容について接続事業者・関係団体に説明する場を設けること。

(3) 関門系ルータに係る卸電気通信役務についての適切な情報開示（具体的な提供条件や提供可否の回答が円滑に行われるための手続の開示を含む。）が行われるよう、NTT 東日本・西日本に求めること（考え方7）。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見並びにそれに対する考え方
 (次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加)

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

※ 本資料において、アイコムティ株式会社、株式会社アットアイ、株式会社インターリンク、株式会社エヌディエス、オーシャンブロードバンド株式会社、株式会社クロノス、株式会社サンライズシステムズ、株式会社シナプス、ジェットインターネット株式会社、ディーシーエヌ株式会社、有限会社ナインレイヤーズ、株式会社新潟通信サービス、有限会社マンダラネットより連名で提出された再意見については、再意見提出者をISP13者と表記します。

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1 ①●改正案に賛同するが、現在NTT東日本・西日本が設定している増設基準の見直しこそが本来の対応。</p> <p>②●賛同するが、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT東日本・西日本のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、提供メニューや増設基準の検討が必要。</p> <p>③●賛同する。ISPの判断で増設できるようになることは、選択肢の一つとして有効。</p>	<p>再意見1 (1)■今回の新たな網終端装置メニューが、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することを期待。</p> <p>(2)■現行メニューの増設基準を見直すべきとの意見について、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考え。その際には、ISP事業者においても、自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠。トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考え。</p> <p>(3)●輻輳問題への対応は一刻の猶予も許されない状況にある為、新型網終端装置の提供が早期に行えるよう約款の変更案に賛同。</p> <p>(4)●早期対策として有効だが、増設基準見直しも長期化しないよう留意しつつ、別途並行して検討すべき。</p> <p>(5)●左記賛同意見①、②は、増設基準をトラヒックベースにすることにこそ力点を置いている。</p>	<p>考え方1</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	(6) ●左記賛同意見③に反対。D型は輻輳対策ではなくプレミアムサービスと位置付けるべき。		
<p>○ 網終端装置の増設が、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)の基準により行われているため昨今のトラヒックの急増に対し十分な対応ができていない、という状況を踏まえると、接続事業者の要望により網終端装置を増設するメニュー(以下、「本増設メニュー」といいます。)の新設は、問題への対応策の一つとして一定の評価はできるものと考えられるため、改正案に賛同します。</p> <p>しかしながら、そもそも、NTT東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそもの増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラヒックの急増に対し十分な対応ができていたというのであれば、NTT東西殿は根拠をもって十分な対応ができていたことを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 今回の新たな網終端装置メニューについては、左記のとおり賛同・理解を表明するご意見が提出されていることに加え、既に多くのISP事業者(6[7]者、49[141]台、2018年1月16日時点)^(注)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されています。</p> <p>インターネットトラヒックの急増への対応については、これまでもご相談いただいたISP事業者や一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下、JAIPA)殿をはじめとした関係団体に対し、当社より、既存メニューの活用等による解決策の提案、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等によるユーザあたりスループットの改善等に取り組んできたところであり、当社としては、引き続き、トラヒック状況を踏まえながら、ISP事業者や関係団体と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。</p> <p>○ 今回の新たな網終端装置メニューは、ISP事業者のご要望や「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、新たなメニューを追加することで、ISP事業者の選択肢を増やすものであり、既存のメニューの費用負担の範囲を変更するものではありません。</p> <p>今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラヒックの急増に対し、有効に</p>	<p>○ 本件申請に係る網終端装置メニューの追加により、網終端装置の増設について、接続事業者(潜在的な接続事業者を含む。以下同じ。)の選択肢が増え、より多様なサービスの円滑な提供につながることを期待される。</p> <p>○ ただ、本件追加メニューの有無如何に関わらず、本件追加メニュー以外の網終端装置メニュー(現行メニュー)によるトラヒック増加への対応についても検討が行われ、適切な増設基準が設けられる必要がある(考え方2参照)。</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 網終端装置の輻輳は、インターネット接続サービスにおけるお客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、一契約当たりのインターネットトラフィックが年間1.4から1.5倍の速度で増加する中、インターネット接続サービスの品質維持を行っていくためには、そうしたトラフィックの急激な増加に対応していくことが必要です。</p> <p>今回申請された網終端装置のメニューでは、ISP事業者の判断において自由に網終端装置を増設できるように、「接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」）」を踏まえた内容であること、また、ISP事業者のサービス多様性向上や付加価値創造に寄与するものであると考えられることから、本変更賛同いたします。</p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP事業者が設定するISP料金とNTT東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全てISP事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、</p>	<p>機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者（6[7]者、49[141]台、2018年1月16日時点）^{（注）}より利用意向が表明されており、インターネットトラフィックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であると考えます。</p> <p>○ 当社は、網終端装置の接続メニューについて、これまでもインターネットトラフィックの急増に対応するため、ISP事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、ISP事業者からのご要望を踏まえ、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等により、ユーザあたりスループットの改善に取り組んできました。</p> <p>今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラフィックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者（6[7]者、49[141]台、2018年1月16日時点）^{（注）}より利用意向が表明されており、インターネットトラフィックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であることから、その提供開始時期に影響を与えないようにする必要があります。</p> <p>また、現行メニューの増設基準を見直すべきとのご意見について、当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。その際には、こうした当社側の対応だけでなく、ISP事業者にお</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望 ・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望 ・1Gbps以上の網終端装置の新設の要望 <p>といったISP事業者からの要望を考慮して検討する必要がありますと考えます。</p> <p>（※）フレッツ光におけるインターネット接続サービスのために、NTT東・西がNGN網内で担保するフレッツ光のサービス品質（市場環境にあわせた網終端装置の仕様等）。</p> <p>（KDDI）</p> <p>○ 賛成します。</p> <p>1. 変更の経緯に記載の図の通り一契約当たりのトラヒックの増加による輻輳問題はISP事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>今回、ウ欄対象となるIP通信網終端装置がISP事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数のISP事業者がウ欄対象となるIP通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</p> <p>なおISP事業者にとってインターネットトラヒックの増加対策は重要かつ継続的な課題でありNTT東西殿にはISP事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議する機会を設けていただ</p>	<p>いても、適時適切に自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠です。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、ご意見を出されている事業者のうち、当社と直接接続をしていない事業者の課題解決については、当社と直接接続しているISP事業者も交えて、実態を確認しつつ、取り組む考えです。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p> <p>（注）[]内はNTT西日本の数値</p> <p>○ ソフトバンク殿、KDDI殿、朝日ネット殿の意見に賛同します。</p> <p>輻輳問題への対応は一刻の猶予も許されない状況にある為、新型網終端装置の提供が早期に行えるよう約款の変更案に賛同します。</p> <p>（アルテリア・ネットワークス）</p> <p>○ 1契約当たりのインターネットトラヒック急増による網終端装置の輻輳対策として、現行メニューに加えて、『増設基準なしメニュー』として、ISP事業者側の判断で設備増設が可能になることは早期の対策として有効であると考えます。</p> <p>一方、現行の『増設基準ありメニュー』は新しいサービスがリリースされる度に最大通信速度が向上する一方で、網終端装置の増設基準はそれに対応しているとは言い難く、『実使用速度』との乖離が大きいことから明らか</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>くことを要望いたします。 (朝日ネット)</p> <p>○ (D型網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の約款変更案にてISP側の判断で設備増設が可能となる為、今般のトラヒック増等には有効と考える。 <p>(アルテリア・ネットワークス)</p>	<p>です。</p> <p>さらに、現在の増設基準が実勢に合わないことも事実で、トラヒックベースへの変更や、セッションベースの基準の引き下げなどは別途並行して検討すべきと考えます。</p> <p>ただし、この基準の検討が長期化することで事業者側の設備増設の判断の停滞を招き、エンドユーザへのサービス品質低下とならないよう留意していただきたいと考えます。</p> <p>(フリービット)</p> <p>○ フレッツの輻輳対策は既存NTEの増強で解決されるべき問題であって、輻輳対策が求められる文脈で変更申請が行われたD型NTEの導入には反対です。</p> <p>大手・準大手事業者を中心に賛同意見があるところですが、朝日ネットを除いていずれも条件付きの賛同意見です。ソフトバンク、KDDIの賛同には「しかしながら」で始まる文章が続き、アルテリア・ネットワークスも既存NTEの輻輳対策が行われることを前提にした意見が付けられています。</p> <p>いずれも輻輳対策への解決については、既存NTEの増設基準をトラヒックベースに移行することを求めているのであり、むしろここにこそ力点が置かれていることに注意が必要です。</p> <p>ソフトバンク、KDDIの両社が求める「しかしながら」以下の解決が十分になされれば、そもそも輻輳対策のためにD型を導入する必要がありません。両社とも本当は従来型NTEの増設</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>を求めながら、NTT東西が設定する現状に即さない増設基準を理由に断られ続けた状況の中、困っている利用者を早期に救済するために本来の費用負担のルールを超えてでもD型を「要望」せざるを得なかったことこそ、大きな問題であると考えます。</p> <p>なお、第一次報告書の「考え方」は、輻輳対策の方法について触れておらず、むしろ従来型NTEの増設基準の透明化などを求めているものと理解しています。</p> <p>○ 輻輳問題の解決にD型NTEが有効とする、朝日ネットの意見には反対です。</p> <p>現在問題になっているのは、NTT東西が設定している増設基準が現状に合っておらず、トラヒックの増加に対してNTT東西の区間での対策が進まないことの問題です。</p> <p>D型NTEは輻輳対策に有効どころか、NTT東西にとって既存のNTEの増設をするインセンティブが損なわれ、トラヒック増への根本的な解決が困難になるおそれさえあります。</p> <p>○ 各社・団体の意見に賛同します。トラヒックベースへの見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性（2017年12月22日公表の「考え方4」ほか）に沿うものであり、NTT東西にはD型NTE以前の問題としてまず、既存NTEのトラヒックベースでの増設を要望します。</p> <p>NGNサービス（フレッツサービス）のNTEはNTT東西の設備であり、利用者料金もNTT東西が収受しています。NTEの輻輳問題は本来、NTT東西の網内の品質が不十分で利用者に迷惑をかけているのですから、利用者が困らない程</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>度の品質はNTT東西が自らの責任と費用負担で確保すべきです。</p> <p>なお、プロバイダー協会会長の意見にある「従来のようなNTT東西殿とISPの応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべき」とは、従来型NTEの約款上の費用負担区分（インタフェース部分をISP事業者が負担すること）を前提とした意見と理解しています。また、「高い料金を負担しても・・・否定するものではありません」の部分は同意しますが、今回のD型NTEは既存のNGNサービスの中に費用負担の区間が異なるNTEが持ち込まれ、接続料の制度上も問題が大きいことから、既存NTEの輻輳対策と混同することのないよう、利用者約款も分けて別個のプレミアムなサービスと位置付けるべきです。</p> <p>(Edit Net)</p>		
<p>意見2 ①●輻輳問題の解決に向けて現行メニューの増設基準をトラヒックベースへ早急に変更すべき。NTT 東日本・西日本が今回申請の認可がされるまでに現行メニューの増設基準のトラヒックベースでの見直しについて別途認可申請することを認可にあたっての条件として附すべき。また、既存NTEのインターフェースを大容量化した選択肢も要望。</p> <p>②●本件追加メニュー（D型NTE）を輻輳対策のために導入することは、ISP事業者の負担でNGN区間の品質確保をしようとするもので、受け入れられない。本件の認可は見送るべきであり、NTT東日本・西日本は現行メニューでの増設を求める他事業者の要望に直ちに應じるべき。</p> <p>③●トラフィックベースへの見直し検討に時間を要</p>	<p>再意見2 (1)■現行メニューの増設基準を見直すべきとの意見について、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考え。その際には、ISP事業者においても、自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠。トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考え。</p> <p>(2)●フレットユーザ料金の設定範囲とコスト負担に歪みが生じることについては、合理的な整理が必要。NTEはNTT東日本・西日本の設備・役務提供（料金設定）区間であるもの。費用負担範囲と料金設定区間が異なる状態は排</p>	<p>考え方2</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべき。</p>	<p>除すべき。ボトルネック性を背景にして自社区間の費用負担を他社に強いることは優越的地位の濫用に当たる。</p> <p>(3) ●左記意見①に賛同。</p> <p>(4) ●左記意見③に反対。セッションベースでの検討も時間を要するため、トラフィックベースでの増設基準の設定を進めるべき。</p> <p>(5) ●左記意見①に賛同。ポートの大容量化は遅滞なく行われるべき。あらゆる対応案の可能性を排除せず、他の接続事業者からの要望を考慮して検討する必要。</p> <p>(6) ▲通信量を抑制する策をプロバイダ側が自主的に行う必要がある。</p>		
<p>○ (背景)</p> <p>変更案の概要にあります、NTT東西殿からの「II 主な変更内容」 「1. 変更の経緯」に、「インターネットトラフィックが年間1.4~1.5倍の速度で増加する中で、NGNの関門系ルータ(※1)の十分な能力を確保することが課題となっているが、(以下略)」とありますとおり、本認可申請は、インターネットトラフィックの急増を受けたものです。PPPoE方式の関門系ルータである、網終端装置は、上記資料にあります通り、現在増設はNTT東西殿の判断によるものとなっております。</p> <p>(現状のコスト負担構造の変更)</p> <p>上記資料「2. 変更の概要」にありますとおり、「今般の変更は(中略)、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。」とありますとおり、従来NTT東西殿と接続事業者が接続料において応分のコスト負担を行ってきた構造を改め、新設される網終端装置のメニューにおいては接続</p>	<p>○ (再掲) 当社は、網終端装置の接続メニューについて、これまでもインターネットトラフィックの急増に対応するため、ISP事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、ISP事業者からのご要望を踏まえ、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等により、ユーザあたりスループットの改善に取り組んできました。</p> <p>今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラフィックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者(6[7]者、49[141]台、2018年1月16日時点)^(注)より利用意向が表明されており、インターネットトラフィックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であることから、その提供開始時期に影響を与えないようにする必要が</p>	<p>○ 今般の認可申請に係る新しい網終端装置メニュー(本件追加メニュー)は、特に回線容量の増強を求めるISPの個別要望に応じて増設を行うものとして追加されるのであり、本件追加メニューが適用されない場合であっても、網終端装置の増設については、現在のトラフィックの急増の中、これに対して円滑なインターネット接続を可能であるようにする見地から行われるべきことは当然である。</p> <p>○ これについては、本年2月26日に、増設基準の基本的事項を接続約款記載事項とする内容を含む電気通信事業法施</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>事業者であるISPのみのコスト負担に変更するものとなります。</p> <p>(ISPのみの負担による解決は問題)</p> <p>当協会としては、社会インフラであるインターネットのトラヒック急増により、NGNのPPPoE方式を利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっている現状において、接続事業者であるISPにのみコスト負担を転嫁することで問題の解決を図ることは適切であるとは思いません。ISPのみがNTT東西殿の網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加のため速度低下を解決するためにはISP料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。</p> <p>(NTT東西とISPの協力による問題解決を)</p> <p>高い料金を負担しても高速なインターネット接続を要望するニーズにこたえるサービスを提供するISPのために、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のようなNTT東西殿とISPの応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。</p> <p>しかしながら、今回のNTT東西殿の認可申請には、残念ながら接続事業者であるISPにのみインターネットトラヒック急増問題解決のコスト負担を求めている解決策しか触れられておりません。</p>	<p>あると考えます。</p> <p>また、現行メニューの増設基準を見直すべきとのご意見について、当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。その際には、こうした当社側の対応だけでなく、ISP事業者においても、適時適切に自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠です。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、ご意見を出されている事業者のうち、当社と直接接続をしていない事業者の課題解決については、当社と直接接続しているISP事業者も交えて、実態を確認しつつ、取り組む考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>(注) []内はNTT西日本の数値</p> <p>○ トラヒックベースの基準の検討に時間がかかる可能性への懸念は理解できますが、研究会の方向性や各社・他団体の要望はあくまでもトラヒックベースへの移行であって、総務省にはまずはそれを実現する方向で議論・指導いただくようお願いいたします。</p> <p>○ 各社・団体の意見に賛同します。</p> <p>そもそもフレッツサービスの開始当初から、ISP接続用のNTEはNTT東西の設備であることから、その費用のうちインタフェース部分だけをISP事業者が網改造料で負担し、その余</p>	<p>行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）が制定されるとともに、同基本的事項を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定め、その認可の後それが速やかに実施されるよう、本件追加メニュー以外の網終端装置メニュー（以下「現行メニュー」という。）によるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対応を行うべき旨の要請（※）が総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた。</p> <p>○ 同要請への対応においては、トラヒックの急増に応じた円滑なインターネット接続が可能となっていないのではないかという懸念の意見について検討を加えることなく現行の増設方法が適切であるのでこれをそのまま明文化することで足りるのではなく、接続約款の記載に基づく増設基準の設定に当たって、円滑なインターネット接続を可能とする見地から、どのように接続事業者・関係団体の意見・要望を参考にし、また結果としてどのような考え方で</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>(結論 認可にあたっての条件付与のお願い)</p> <p>これらのことから、NTT東西殿に対して、インターネットトラフィック急増問題への対処として従来からのPPoE方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラフィックベースでの改定をNTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたっての条件と附していただきたいと存じます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ (既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。 <p>(アルテリア・ネットワークス)</p> <p>○ (D型NTEはISPに対する責任転嫁)</p> <p>(NTEはNTT東西持ちの設備)</p> <p>相互接続モデルでのサービス提供は、責任分界点が明確である必要があります。</p> <p>NGNのISP接続の費用負担は、NTEのインタフェース部分だけを網改造料でISP事業者が負担し、NTEの本体(インタフェースを除く部分)は一般収容局接続ルーティング伝送機能(省令改正後は「閥門系ルータ交換機能」)に位置付けられ、それを利用してNGNサービスを提供するNTT東西の利用部門が負担することが、当初からのルールとして定められています。</p> <p>NTT東西(利用部門)、ISP事業者のいずれも、このルールを前提としてそれぞれの利用者料金を決め</p>	<p>は一般収容局ルーティング伝送機能を通じてフレッツの利用者料金でまかなうこととなっており、各ISPの料金もこのルールを前提とした水準に抑えられてきました。</p> <p>プロバイダー協会もすでに指摘している通り(2018年1月23日、接続料算定研究会発表ほか)、輻輳対策として持ち出されたD型NTEは、このルールをゆがめるもので不当です。</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>ソフトバンク意見にあるとおり、現在の増設基準で輻輳が生じるならば増設基準そのものに問題があり、それを見直すことが求められます。</p> <p>また、KDDI意見にあるとおり、増設基準のトラフィックベースへの移行、1Gbps超のインタフェースでの提供も必要です。</p> <p>ISPは時代の進展に合わせて、ネットワーク機器の値下がりや大容量化により得られるメリットを、利用者に還元してきました。NTT東西にはそれをフレッツ区間でも行っていただくことを要望します。</p> <p>○ プロバイダー協会地域部会の意見に賛同します。フレッツサービスの利用者のほとんどはインターネットに接続するためにフレッツを申し込むのですから、利用者が輻輳で困らないよう、NTEの増設基準もトラフィックの実情に合わせたもの、すなわちトラフィックベースにする必要があります。</p> <p>(情報通信審議会2017年12月22日答申とともに示された「考え方4」ほか。)</p> <p>その基準はフレッツ自体のサービスレベル</p>	<p>当該基準を設定したものであるのか、十分丁寧な説明が必要がある。</p> <p>※ 主な要請内容：</p> <p>①増設基準の基本的事項は、円滑なインターネット接続を可能とする見地から接続約款に定めること。</p> <p>②①により定められた内容がその認可の後速やかに実施されるよう、インターネット接続のトラフィックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、現行メニューによるトラフィック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこと。</p> <p>③②の検討状況を4月末までに総務省に報告すること。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ており、結果、ISP事業者はこの境目を前提にして低廉な利用者料金を設定しています。</p> <p>つまり、現在のNTE輻輳問題に対して、NTT東西は自ら、利用者から料金を受け取っている区間についての責任として、本来のNTE(インタフェース部分をISP事業者が負担するNTE)を増設する必要があります。「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT東日本webサイトより)が楽しめる程度に、「回線混雑状況等により大幅に低下する場合」(同)でも、最低限輻輳で困る利用者がいなくなる程度にはしていただく必要があります。</p> <p>NTEの輻輳問題は利用者である消費者の不満を引き起こしており、各ISPには日々その苦情が寄せられています。しかしこれは、NTT東西がNGN設備であるNTEの増設について、現状のトラヒックに合っていない「増設基準」を理由に十分応じていないことの問題なのです。</p> <p>D型NTEを現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISPに対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP事業者の負担でNGN区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p> <p>接続料制度との関係でも、D型NTEは技術的には従来型NTEと全く同じであり、従来型NTEと区別せずに利用者を收容することもできるため、費用負担の境界が異なる2種類のNTEが同じサービスの上で混在することとなります。利用者料金と提供原価との関係の検証を困難にするおそれがあるほか、事業法が接続約款において機能ごとの接続料を定めることを義務付けたこと(33条4項1号口)の趣旨を損なう</p>	<p>なので、本来はフレッツの利用者とNTT東西の関係(NTT東西が利用者に直接負うべき責任)ではあるものの、今後のトラヒックの増加も見越し、利用者が困らない品質は最低限確保すべきです。</p> <p>○ ISP接続用のNTEはNTT東西の設備であり、役務提供区間もNTT東西であることから、この区間での輻輳はNTT東西が利用者への責任として取り組んでいただくべきものです。</p> <p>NTT東西がこの責任を果たしていれば、そもそもNTEの輻輳や増設基準自体が問題になることはありません。</p> <p>しかし、多くのフレッツ利用者を擁し、接続事業者との間できわめて有利な交渉力を持つNTT東西がこの責任を果たさず、相互接続の基本的なルールと異なる不当な条件であってもISPの負担の多いメニューを申し込まざるを得ない状況に追い込んでいることは、公正競争上大きな問題です。</p> <p>このような行為ができるのはNTT東西がボトルネック設備を持っているからに他ならないわけで、各社・団体が指摘する通り、優越的地位の濫用に当たるおそれがあります。</p> <p>○ 各社・団体の意見にあるとおり、本来は輻輳問題の解決は既存NTEの増設基準を見直すことで解決されるべきものであり、情報通信行政・郵政行政審議会の答申においてもその方向性が示されているところです。</p> <p>この点について、それがきちんと実行されるのかどうか、クロノス、エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネットに加えて、</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>おそれがあります。</p> <p>よって、輻輳問題への対応のために行われた本件D型NTEの認可は見送られるべきです。 (費用負担の肩代わりを求めるのは不公正な取引方法)</p> <p>ここまで、NTT東西とISP事業者の費用負担の問題を説明してきましたが、立場を入れ替えて考えればより容易に問題を理解できると思います。</p> <p>POI(相互接続点)のISP事業者側で輻輳が生じ、利用者に不満が生じたとしても、ISP事業者が設備増強の資金をNTT東西に負担させることは考えられませんし、そんな要請をしても相手にされるはずがありません。</p> <p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POIの向こう側の費用を肩代わりさせることは考えられませんが、NTEの輻輳問題でISP事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただNGNがボトルネック設備であり、NTT東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>ISP事業者は同じNGN上にも多くの競争者を有するとともに、まず利用者の苦情を受ける立場であることから、NTEの輻輳問題について、利用者が困っている状況を解消したいという心情的にも、また他のISPとの競争を意識しても、本来求められる理由のない負担を受け入れざるを得ない(不当な条件での接続を申し込まざるを得ない)状況にあります。</p> <p>NTT東西が自らの責任で従来型NTEの改善をすることなくISPに費用負担の肩代わりを求めることは、不公正な取引方法にあたるおそれさえあります。 (求められているのは従来型NTEの増設)</p> <p>NTEの輻輳問題について、情報通信行政・郵政行政</p>	<p>プロバイダー協会地域部会の強い憂慮が示されています。ISP各社は長年にわたりいろいろな場面でNTT東西と協議等をしてきたものの、NTT東西の交渉に臨む姿勢は非常にネガティブなものだったと言わざるを得ません。そこへきてNTT東西は2018年1月10日にISP事業者らへの説明会において、既存NTEの増設に対して審議会・研究会の方向性と相容れない回答をしており、このまま事実上D型ばかりになってしまうのではないかと、という懸念は当然であり、当社もそのように考えます。</p> <p>総務省には、約款認可の前提として、先に既存NTEの増設基準を約款申請させる、所要の認可条件を付けるなどの方法により、NTT東西がこの問題について取り組むことを制度上も担保するようお願いします。</p> <p>○ 料金設定権と費用負担の区間が異なることは当社も意見書で指摘しましたが、KDDI意見にもあるとおり、収受する料金と費用負担の関係、すなわちNTT東西と接続事業者の取引関係をゆがめ、接続制度上も不具合をもたらし、公正競争を阻害する要因になります。</p> <p>相互接続制度は公平なものでなければならぬため、今後NGNを新たな形態で使用する接続事業者が現れることも想定し、料金設定権と費用負担の区間が異なる形態は排除されるべきです。</p> <p>よって、D型NTEは輻輳対策としては期間を区切った暫定的なものとして位置付けるか、または料金設定権をISP側に移すなど、料金設定権と費用負担の不整合が起こらないよう、所要</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>審議会が2017年12月22日に答申とともに示した「考え方」には、「現在NTT東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準をNTT東日本・西日本において設定」すべき、との見解が盛り込まれました(考え方4)。この見解が述べていることは、従来通りNTT東西の負担で「円滑なインターネット接続が可能となる」水準でNTEの増設が行われるべき、ということであり、ISP事業者に負担を求めて事態を改善すべき、ということでは決してありません。</p> <p>輻輳問題への対応としてD型NTEを導入することは、問題のすり替えに他ならないのであって、審議会および接続料算定委員会が示す方向性とも異なるものです。</p> <p>NTT東西がこの方向性を忠実に守りさえすれば、ISP事業者は輻輳対策のためにD型NTEを利用する必要がありません。</p> <p>よってNTT東西には輻輳で困っている利用者を救済するために、輻輳を理由に従来型NTEの増設を求める事業者の要望に直ちに応じることを求めます。</p> <p>同時に総務省にもNTT東西に対してそのように強く指導することを要望するとともに、輻輳対策を背景としたD型NTEは必要がなくなるのですから申請の取下げを促すよう要望します。</p> <p>(既存NTEの改善が必要)</p> <p>PPPoE方式のNTEは、特殊な例を除いてインターフェースが最大1Gbpsであり、この仕様は5年以上変わっていません。ルータやスイッチは年を追うごとに価格が下がるか、同じ価格で高性能なものが登場しますので、ポート容量あたり提供原価は下がっていく</p>	<p>の措置を講ずる必要があります。</p> <p>○ NTT東西はD型NTEについて、「各ISPの個別要望に基づく選択肢の一つ」と説明されます。</p> <p>しかし、「申請概要」においてもNTEの輻輳問題が本件認可申請理由に挙げられていること、また、サービスの多様化のためには必ず必要になるはずの複数識別子の機能(同じISPを利用する利用者に対して、料金コース別に異なるISP識別子を払い出し、接続するNTEを分ける機能)をNTT東西が提案・周知したのも、D型NTEの募集開始の後、さらには本件認可申請の後の2018年1月中旬のことです。</p> <p>この時点までにD型NTEについて、数百台の申込みがあったと指摘がありますが(クロノス意見)、申し込みをしたISPは複数識別子の機能を前提とせず、つまり輻輳対策にD型NTEを申し込んだこととなります。</p> <p>このことは、NTT東西がD型NTEを輻輳対策と位置付けていたこと、本来ISPはNTT東西に既存NTEの増設を申し入れているにも関わらず進展がみられないため、制度上おかしい点があってもやむをえず輻輳対策でD型NTEを申し込んだことを強く推認させます。</p> <p>D型NTEが選択肢の1つ(既存NTEと比較したうえでの選択肢)となるためには、既存NTEの輻輳問題をまず解消していただき既存NTEでも利用者が困らない程度のサービスを提供できる必要があります。それができないのであれば、D型NTEは全く、ISP事業者の自由な選択肢ではありません。</p> <p>D型NTEの前に、NTT東西はまず既存NTEの輻</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>はずです。</p> <p>フレッツ・ISDNの時代からNGNに進むにつれて、NTEの容量も1.5Mbps, 100Mbps, 1Gbpsと拡大してきました。NTEの輻輳問題は本来、この延長で解決できるはずです。</p> <p>既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて10GbpsなどのNTEも選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p>(まず既存NTEの増設基準の約款申請が必要)</p> <p>予定されている省令の改正により、NTE(関門系ルータ)の増設基準に関する基本的な事項が接続約款に記載されることとなります。NTT東西は当然、情報通信行政・郵政行政審議会が2017年12月22日に答申とともに示した考え方を踏まえる必要があります。すなわち、他事業者・団体の意見や要望をよく聴いて、トラヒック実態に見合った、輻輳の起こらないような基準を設定し、今後も接続料算定研究会で引き続き状況の検証を受けることが必要です(「考え方4」ほか)。</p> <p>NTT東西はD型NTEの前に、まず現在利用者が輻輳で困っている既存NTEの増設基準を審議会の答申に沿ったものに変更するため、接続約款の案を作成して認可申請を行うべきです。</p> <p>総務省におかれても、NTT東西が既存NTEの増設基準の改善を先に行うよう促し、既存NTEでも利用者が困らない状況が担保されなければD型NTEの導入は認めないとの立場で臨まれることを要望します。</p> <p>(現行のNTEの増設基準が現状に合っていない)</p> <p>従来型NTEの増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在のNTEのメニューが東日本で2013年、西日本で2014年に決まったときからほ</p>	<p>輻輳問題に誠実に向き合い、トラヒックベースでの増設に変更するべきです。</p> <p>○ プロバイダー協会地域部会、クロノスの意見に賛同します。</p> <p>現在のNTE輻輳問題は、NTT東西の区間で発生している問題について、NTT東西が自らの責任での対応をしていないことの問題であり、何よりも既存のNTEについて利用者が困らない程度の増設に応じることが必要です。審議会答申や接続料算定研究会の方向性も、現状の責任分担を前提にしたものです。</p> <p>そもそもトラヒック急増問題に対して、NTT東西が自社区間のサービス品質に十分な責任を果たしていれば、輻輳対策のためにD型NTEを使う必要性がありません。</p> <p>既存のNTEでも最低限利用者が困らない程度に、現状のトラヒックに見合った形で増設を行うことが必要で、D型NTEはあくまでも上乘せとなるべきものです。</p> <p>(EditNet)</p> <p>○ インターネットプロバイダー協会の意見書では設備負担を網改造料として認めているかのような印象を与えます。上記で述べた通り、NTEは本来NTT東西からユーザ約款に依って役務提供されるものですから、NTT東西が自らの原資で対応すべきものであり、ISPの負担とすることは容認できません。</p> <p>もし仮に、NTEの費用負担をISPに求めるのであれば、先般の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について答申(情報通信</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>とんど変わっていません。現在の主要なNTEメニューでは、「増設基準を緩和したメニュー」を除き、インタフェースはいずれも1Gbpsで、利用者1人当たりの帯域は130～450kbps程度、「増設基準を緩和したメニュー」を含めても500kbps程度になります(2017年4月12日、接続料算定研究会(第2回)におけるNTT東西提出資料p17ほか)。</p> <p>その後に総務省が発表した「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果(2017年5月分)」からも明らかのように、2013年から17年にかけて利用者の総トラヒック、1契約あたりのトラヒックも約4倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。この集計結果からは、2017年5月の値で1契約あたりのトラヒックの平均が約250kbpsですが、夜間のピークトラヒックは平均トラヒックの1.5倍から2倍程度に達するため(同結果の2および4に示す、A1観測点の傾向)、多くのISPで夜間のピークに輻輳が生じている現状と一致します。</p> <p>IP通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型NTEの増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D型NTEはその次にあるべきものです。(D型NTEはISPの自由な選択肢にならない)</p> <p>NTT東西はD型NTEを「各ISP事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています(2017年10月27日接続料算定研究会(第8回)、NTT東西発表資料p28ほか)。しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存NTEの十分な増設が求められているのですから、D型NTEはあくまでも同一ISPの</p>	<p>審議会・平成20年3月27日)」までの議論の場において、日本インターネットプロバイダー協会他接続事業者各社が求めていた、インターネット接続サービスのアンバンドルを速やかに実現していただき、コストを透明化し、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況改善やサービス競争の促進を図るべきです。</p> <p>○ アルテリア・ネットワークス株式会社意見に反対します。</p> <p>NTT東西殿がNTEに設定している増設基準は現在セッションベースとなっています。セッションベースではセッション数が基準を満たした場合でも、トラフィックの輻輳が発生して先に述べた通り消費者問題が発生しています。</p> <p>トラフィックベースでの増設基準の検討とセッションベースでのその検討は、どちらもあらたに検討する時間必要があることから、既存のNTEに対して、早急にトラフィックベースでの増設基準の設定を進めるべきであると考えます。</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿、KDDI株式会社殿の意見に賛成します。</p> <p>既存のNTEに対して、早急にトラフィックベースでの増設基準が設定されるべきであると考えます。</p> <p>もし仮に、NTEの費用負担をISPに求めるのであれば、インターネット接続サービスのアンバンドルを速やかに実現していただき、NTEを含むNGNのコストを透明化し、インターネッ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乘せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです。</p> <p>ところが、NTT東西の事業者説明会(2018年1月10日)において、「省令改正で約款化が求められる既存NTEの増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、NTT東西は「現行のNTE増設基準で適切と考えるので、概ね現行の基準をそのまま申請することになる。」と回答するなど、およそ情報通信審議会や接続料算定委員会の方向性に沿わない考えを示されています。</p> <p>このような状態でD型NTEだけが認可されてしまえば、ISP事業者は輻輳対策にD型を使わざるを得なくなります。NTT東西には「ISP事業者にはD型という選択肢がある」と強弁する口実を与え、現実とかけ離れた従来型NTEの増設基準を改善するインセンティブさえ働かない結果になります。</p> <p>そうなれば「D型は選択肢の一つ」という説明は全く事実と反する結果になります。選択肢というならば、まず既存NTEでも円滑なインターネット接続が提供できるよう、輻輳の解消をすることが先になります。</p> <p>この点でも、NTT東西はまず既存NTEの増設基準を改善すべきなのであり、総務省におかれてもそれを強く促すよう要望します。</p> <p>(判断材料がない状態で申し込むことになるのは酷)</p> <p>NTT東西は既に、D型NTEの申込み受付を開始していますが、輻輳対策のためにやむにやまれずD型NTEを検討しているISP事業者にとって、既存NTEの増設基準の方向性が示されないことは非常に酷です。一</p>	<p>ト接続サービスでの公正競争の促進を図るべきです。</p> <p>○ 朝日ネット殿意見に反対いたします。</p> <p>NTT東西殿がNTEに設定している増設基準は現在セッションベースとなっています。セッションベースではセッション数が基準を満たした場合でも、トラフィックの輻輳が発生して先に述べた通り消費者問題が発生しています。</p> <p>また、今回のように全額負担型NTEが導入された場合、NTT東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、問題の解決が先送りされる、もしくは解決されない懸念があります。NTT東西殿は、まずは多くのISPが求めているとおり、既存のNTEの増設基準を、トラフィックベースへ変更するよう見直しを行うべきです。</p> <p>なお、NTT東西殿による本メニューは 朝日ネット殿をはじめとする数社のみを対象にして認可を求めたものと考えられます。弊社には本日時点までNTT東西殿より全く打診がありませんでした。この対応は、公平性を求められているNTT東西殿が、これら公平性を遵守していないことの証左となるものです。総務省におかれては、NTT東西殿から全接続事業者に対して同時期に、同じ情報、同じ条件が提供されるよう、説明会を実施することを義務付ける等の担保について検討いただきたいと考えます。</p> <p>○ 各社意見に全面的に賛同いたします。</p> <p>(新潟通信サービス)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>度申し込んだNTEに対しては9年分の網改造料を支払うことになるため、その意味でもNTT東西は直ちに既存NTEの増設基準を改善し、それをISP事業者に示す必要があります。 (EditNet)</p> <p>○ 1-4 輻輳問題への対応が不十分であり継続的に検証すべき 「接続料の算定に関する研究会（第2回）」でも、NTT東西殿は、「ISP事業者は重要なパートナーと考えている」旨の発言をされておりますが、現状の輻輳対策について十分な対応がされているとは思えません。 輻輳問題の解決に向けて既存NTEの増設基準をトラヒックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対するNTT東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。</p> <p>2-1 NTEはNTT東西殿資産の設備 今回NTT東西殿から発表されたD型NTEについて、NTT東西殿の資産である設備等の費用を全額ISP負担としている点については非常に大きな問題です。NTEはNGN内部に設置され、NTT東西殿によって管理・運用されているものです。NTEの輻輳問題は本質的にNTT東西殿のNGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT東西殿自身によって問題を解決すべきものです。</p> <p>3-1 D型NTEはNTEの輻輳対策とはなり得ない（問題になっているのは従来型NTE） この問題については、電気通信事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会が諮</p>	<p>○ 各社の意見に賛同します。 NTT東西殿設備である網終端装置（NTE）のコストをISPが負担することは、NTT東西殿が本来的に負担すべきコストをISP事業者に負担させるもので、容認することはできません。 接続事業者とNTT東西殿は、それぞれの網を相互に接続することでインターネット接続サービスを提供しているものの、ISP事業者がNTT東西殿に対して、その接続にかかる費用、例えばNTT東西殿に対してのみ専有する機器やインターフェースの費用なども請求することはありません。にもかかわらず、NTT東西殿はISPと接続するインターフェースだけでなく、その先にある網終端装置の費用負担まで求めてくることはボトルネック設備を持つ者のみが可能であり、すなわち優越的地位の濫用であり不当です。NTT東西殿による、NTT東西殿のネットワーク管理の不備に対するISPの指摘を「要望」と捉え、その設備の負担をISPに切り替えることは円滑なネットワークの運用・接続制度・不公正な取引など様々な観点で大きな問題であり、容認することはできません。</p> <p>○ 各社の意見に賛同します。NTT東西殿はあたかも昨今のインターネットトラヒックの急増によって自社のみが設備負担していると示唆していますが、ユーザのインターネットトラヒックが通過するネットワーク事業者すべてが日々増加するトラヒックに応じて設備投資を行っているものであり、NTT東西殿のみが負</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>問を受け、2017年12月22日付けで行った答申（以下、2017年12月答申といいます。）においても、この共通認識を前提に、「現在NTT東日本・西日本の負担で行われている（NTEの）増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要がある」とされており、その基準についても「トラフィック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトラフィック輻輳問題の根本的原因は既存のNTEであるため、これら既存のNTEに対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p> <p>3-2 D型NTEはISPの自由な選択肢にならない</p> <p>NTT東西殿はD型NTEを「各ISPの個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています（接続料算定研究会、2017年10月27日NTT東西殿資料他）。前述の通り従来型NTEでも利用者が困らないことが求められているのであるから、D型NTEは同一ISPの中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乘せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけとなるべきものです。</p> <p>しかし、当協会の複数の会員も出席したNTT東西殿のD型NTE約款申請に関する説明会（2018年1月10日）において、NTT東西殿は「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、「現行のNTE増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて</p>	<p>担しているものではありません。また、各事業者が行う自社網に対する設備投資は、自社の収益を原資として行っており、NTT東西殿の今回の主張のように、自らの設備のコストを他社（ISP）に押し付けるようなことは行っておりません。</p> <p>例えば、移動体通信事業者（MNO）においてもユーザのトラフィック増加に直面していると容易に想定されるものの、このために行った設備増設にかかるコストの大宗を接続事業者に押し付けるようなことは行っていません。NTT東西殿設備は、自社設備である網終端装置のコストをISPに負担させる矛盾を早急に解消すべきです。</p> <p>○ 各社の意見に賛同します。</p> <p>D型NTEの導入は、既存網終端装置の輻輳の根本原因を取り除くものではないことから、昨今の輻輳問題には効果がありません。現在の増設基準は明らかに実情に対応できていないため、ソフトバンク株式会社殿（以下、ソフトバンク殿といいます）が指摘するように基準そのもの見直しが必要と考えます。NTT東西殿はNTEの増設基準をセッションベースからトラフィックベースに早急に変更すべきです。</p> <p>○ KDDI株式会社殿（以下KDDI殿といいます）、株式会社クロノス殿（以下、クロノス殿といいます）、株式会社エヌディエス殿（以下、エヌディエス殿といいます）、株式会社サンライズシステムズ殿（以下、サンライズシステムズ殿といいます）、有限会社マンダラネット殿（以</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>申請をしたい。」と回答するなど、およそ接続料算定研究会での議論の方向性に沿わない考えを示しています。</p> <p>この状況において、このままD型NTEだけが認可されれば、NTT東西殿には社会問題化した既存のNTEの増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT東西殿はISPに対して「ISPにはD型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存のNTEの増設基準を変更しない状況となり、ISPにとって利用者へ支障が生じている既存のNTEは選択肢になり得なくなります。結果的に「D型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることは明らかです。D型NTEが従来型と並ぶISPの選択肢として、まず既存のNTEによる社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存のNTEの増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p> <p>3-3 NTE輻輳問題の解決は、従来型NTE増設基準のセッションベースからトラフィックベースへの移行</p> <p>2017年10月27日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回において、NTT東西殿より、NTEの接続メニューをISP事業者等からの要望を踏まえ提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たって事前に当協会や当協会に所属する多くのISP等に広く意見を聞く等は行われていません。当協会からは社会問題化しているフレッツの輻輳問題の解決のために、既存のNTEの増設基準をセッションベースからトラフィックベースに変更する件を度々強く要望しているものの、いまだにNTT東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向</p>	<p>下、マンダラネット殿といます)、シナプス株式会社殿(以下、シナプス殿といます)、EditNet株式会社殿(以下EditNet殿といます)の意見に賛同します。</p> <p>トラフィックベースへの増設基準の見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性(2017年12月22日公表の「考え方4」ほか)に沿うものです。NTT東西殿は早急に既存NTEの増設基準をトラフィックベースに変更し、社会問題の改善を図るべきです。</p> <p>○ シナプス殿の意見に賛同します。ただしNTT東西殿による輻輳箇所「網終端装置でなく別の箇所」の示唆について、ベストエフォートサービスであることからその可能性を否定するものではないものの、網終端装置の輻輳によってネットワーク品質の低下が長時間にわたって、多くの利用者に発生していることは明らかです。そのため、この根本原因である網終端装置の増設基準の議論については「別の箇所」の議論と並行して行う必要があると考えます。</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>○ 左記アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、アルテリア殿といます)の意見に反対します。増設基準変更に必要な時間の内訳は、トラフィックベースやセッションベースのいずれにおいてもその増設ポリシー策定を行うことであり、トラフィックベースおよびセッションベースの両検討に必要な時間には差がありません。NTT東西殿は、多くのISPが求めているトラフィックベースへの見直しを</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>性的とおり、大多数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラヒックベースに移行させ、輻輳問題の解消を図るべきです。 (日本インターネットプロバイダー協会地域 I S P 部会)</p> <p>○ 本約款認可申請において提供が予定されている、ISP事業者が費用の全額を負担するメニュー（以下「新型NTE」とします）について、「変更案の概要」の「1. 変更の経緯」に「インターネットトラヒックが年間1.4～1.5倍の速度で増加する中で、NGNの関門系ルータ（※1）の十分な能力を確保することが課題となっているが、現状ではIPoE方式の関門系ルータの増設が接続事業者の要望により行われるのに対し、PPPoE方式では関門系ルータの増設がNTT東日本・西日本の判断によるもの（※2）となっているため、PPPoE方式においてトラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にあるとの指摘がなされてきた。」との一文があり解決策として本約款申請に至った旨が示されています。これはISP事業者が重大な問題としている輻輳問題の解決手段として提供を意図しているものです。これは本来NTT東西殿が主体的に解決すべき問題をISP事業者に押し付けるもので、接続制度の信頼を損なうものとの懸念を持たざるを得ません。事項以下で意見をします。 (輻輳問題の解決) 輻輳問題に関しては、社会問題といえる現状を踏まえて、情報通信行政・郵政行政審議会が平成29年12月22日に答申（以下、答申とします）が出されて</p>	<p>最優先に、速やかに実行すべきです。 株式会社朝日ネット殿（以下、朝日ネット殿といいます）の意見に反対します。輻輳問題の根幹は、NTEの増設基準がセッションベースであることです。今回のD型NTEが導入された場合、NTT東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、返って問題解決が先送りされる、もしくは解決されないことにつながりかねません。NTT東西殿は、まずは多くのISPが求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。</p> <p>○ 株式会社朝日ネット殿（以下、朝日ネット殿といいます）の意見に反対します。輻輳問題の根幹は、NTEの増設基準がセッションベースであることです。今回のD型NTEが導入された場合、NTT東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、返って問題解決が先送りされる、もしくは解決されないことにつながりかねません。NTT東西殿は、まずは多くのISPが求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。 (日本インターネットプロバイダー協会地域 I S P 部会、 I S P 13者【同旨】、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構【同旨】)</p> <p>○ 賛同します。接続事業者が網終端装置の費用を負担し自由に増設することでトラヒックの急増への対策とする今回申請された網終端装置のメニュー以外にも、網終端装置の輻輳への対策はとり得ると考えられます。 例えば、リンクアグリゲーションの技術を</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>います。答申には「NGNは利用者がISP事業者を介してインターネット等を利用するために用いられるネットワークであることを踏まえると、現在NTT東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準をNTT東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラヒックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置（以下、従来型NTEとする）の増設基準をトラヒック基準で見直であり、新型NTEの提供は解決手段ではありません。速やかに従来型NTEのトラヒック基準での見直しを求めるものです。</p> <p>（認可について） 本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。</p> <p>ア）本約款の認可時には、従来型増設基準の見直しに関する約款の認可、もしくは約款の変更申請が行われていること。</p> <p>イ）ア）の増設基準はトラヒック基準であること。</p> <p>ウ）本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。</p> <p>（クロノス）</p>	<p>用いて複数のインタフェースを一つのインタフェースとして扱う又はより広帯域のインタフェースを採用することにより、インタフェースの帯域を増やし、インタフェース部分での輻輳を回避する案は、網終端装置自体の増設を行うことなしにトラヒックの急増に対応できる案と考えられるため、NTT東西殿においては、あらゆる対応案の可能性を排除せず、他の接続事業者からの要望を考慮して検討する必要がありますと考えます。</p> <p>今回申請された網終端装置のメニューにより、フレッツユーザ料金の設定範囲とコスト負担に歪みが生じることについては、合理的な整理が必要と考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p> <p>○ 左記各社の意見の通り、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP事業者が設定するISP料金とNTT東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、提供役務およびコストはPOI部分を境にISP事業者とNTT東・西それぞれが負担することになっています。網終端装置本体はNTT東・西の役務提供区間であり、コストはフレッツ光料金に含まれています。</p> <p>仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全てISP</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ (1) 契約約款一部改正の目的について NTT東日本・西日本殿は、現在認可申請中の網終端装置（接続事業者が費用の全額を負担するメニュー。以降「D型NTE」といいます。）について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」（2017年12月22日公表）において、「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。よってそもそも今回の接続約款一部改正は、誰のために何のために行うのかについて、明らかではありません。</p> <p>(2) 契約約款一部改正の必要性について 今回のD型NTEは、従来の網終端装置増設と同様に、接続事業者の要望に基づき行われます。今回のD型NTEの新設は単に、NTT東日本・西日本殿の設定する増設基準の種類が増えるのみであって、接続約款一部改正必要性が明らかではありません。</p> <p>(3) 輻輳問題対策への効果について NGNを用いたインターネット接続サービスの通信品質の劣化・輻輳は、当社ご利用者からのクレームでも明らかな問題と認識しており、また昨今の報道によると今や社会問題ともいえます。しかしながら2018年1月10日に接続事業者向けに開催したD型NTE</p>	<p>事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。</p> <p>(※) フレッツ光におけるインターネット接続サービスのために、NTT東・西がNGN網内で担保するフレッツ光のサービス品質（市場環境にあわせた網終端装置の仕様等）。</p> <p>○ 一契約当たりのインターネットトラフィックが年間1.4から1.5倍の速度で増加しており、NTT東・西が設定している増設基準では網終端装置に輻輳が生じている問題に対しては、トラフィックの実態に即した増設基準の見直しを行う必要があります。</p> <p>検討にあたっては、左記の各社の意見や、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増設基準をセッション数からトラフィックベースに見直す要望 ・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望 ・1Gbps以上の網終端装置の新設の要望 <p>といったISP事業者からの要望を考慮し検討する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>に関する説明会で、NTT東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN網内の別の箇所が存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには、NTT東日本・西日本殿はNGN品質基準の考え方を明らかにし、かつNGN網内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。 (シナプス)</p> <p>○ NTT東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くのISPは既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更すべきであると度々強く要請しているものの、いまだにNTT東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会（第11回）」の資料では、約9割のISPが「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9割以上のISPが既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要がある」と考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。NTT東西殿は、一部の事業者から要望があったとされる本申請（以下、D型網終端装置）にかかる措置には応諾しながら、多くのISPの要望である「NTT東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不当であることから、</p>	<p>○ NTT東西は、500円/(セッション 月) (税抜き) に応じたPPPoE方式のIP通信網終端装置の増設をしなければならない。私見では、少なくとも2Mbps/セッション (多くとも500セッション/Gbps) の基準で増設すべき。</p> <p>○ ポートの大容量化は、遅滞なく行われるべき。 (個人)</p> <p>○ 一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会及び事業者側の意見は増設に対する意見の多くは費用負担を拒否する姿勢ばかりが目立つ。 これでは増設はするがコスト負担を他社に求めてるだけで通信の輻輳の解決にはならない。 事業者全般にも通信量を抑制する策をプロバイダ側が自主的に行う必要があると思われます。 我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果 (2017年5月分) の4. 時間帯別トラヒックの変化(協力ISP)においてもピークの時間帯は21時から23時にあり逆に4時～7時において通信量は4割以下となる傾向がある。 出典：我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果 (2017年5月分) 2017年8月15日 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>早急にこれに応じ、NTT東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。</p> <p>多くのISPが出席したNTT東西のD型網終端装置に関する説明会（2018年1月10日）において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」というISPの質問に対し、NTT東西は「現行のNTE増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考えを示しています。</p> <p>この状況において、このままD型網終端装置だけが認可されれば、NTT東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT東西殿はISPに対して「ISPにはD型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の網終端装置の増設基準を変更しない状況となり、ISPにとって利用者へ支障が生じている既存の網終端装置は選択肢になり得なくなります。結果的に「D型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D型網終端装置が従来型と並ぶISPの選択肢として、まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p> <p>また、今回NTT東西殿から発表されたD型網終端装置について、その設備等を全額ISP負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークはNNI（POI）を分界点としてネッ</p>	<p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000502437.pdf</p> <p>コストをかけず通信輻輳を抑制する方法の1つとしてピーク時のトラフィックを閑散期にシフトさせ負荷分散により最大値を抑える方法があります。</p> <p>概念としては東京メトロにおける時差通勤（通勤時間帯をずらすことで満員電車の混雑緩和）、各電力会社におけるピークシフト（深夜電力利用による日中消費電力の抑制）を通信分野で行うべきであると思われます。</p> <p>閑散時間帯へのユーザー誘導（割引等）、OSのアップデートや自動プログラムによる通信を閑散期に行う等が具体的に実行できる策であると思います。</p> <p>また、特定一部のユーザーおよび事業者がトラフィックを占拠している場合は直接契約しているISP側の問題であり、特定事業者が通信容量の大半を占拠するような影響が大きい利用形態を調整するのはISP側の責務だと思われま</p> <p>す。</p> <p>（個人）</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>トワークの責任の所在（コストの負担範囲）を明確にしてきました。具体的には、POIを中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものです。しかしながら、本申請で設定されることとなるD型網終端装置や既存のIPoE接続方式のゲートウェイルータはともに、POIよりNTT側、すなわちNGN内部に設置されており、NTT東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備はNTT東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきものです。しかし今回、多くのISPへの事前の相談や確認、議論もなく、NTT東西殿の判断によってD型網終端装置は費用負担のみがISPの負担に変更されました。NTT東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることがなく申請が行われています。実際、費用負担をISPに変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なるNTT東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p> <p>ちなみに、NTT東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISPネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担（投資）を自</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。 (エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット)</p>			
<p>意見3 ①●当団体(JAIPA)としてはこのような増設メニューを要望していない。いくつかの解決策があるなかでNTT東日本・西日本から本件のみが今回認可申請されてきたことに対して、一部のISPからはその経緯の不透明感が問題として投げかけられている。</p> <p>②●JAIPAとの行き違いは、NTT東日本・西日本のISP軽視を如実に表すもの。総務省は、NTT東日本・西日本のISP・消費者に対する姿勢を注視されたい。</p> <p>③●新型NTEの提供について、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、突然メールで周知され、一次申込受付期間がその翌日から10日間に設定されるなど、検討の時間が十分になかった。公平性・透明性・適正性の観点で検証すべき。</p>	<p>再意見3 (1) ●左記意見①に賛同。</p> <p>(2) ●左記意見③に賛同。</p> <p>(3) ■今後も、トラフィック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考え。</p> <p>(4) ■JAIPAとの協議の場で意見交換を重ねた上、事業者周知内容について事前に共有し了解を頂き、「接続料の算定に関する研究会(第8回)」において、当社より本メニューの提供を行う旨を公表し、JAIPAからも「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)は評価」とのご意見をいただき、このような経緯を踏まえ、相互接続協定締結済みの全ISP事業者へ周知を行った。</p> <p>(5) ■申込受付期間は、2018年4月からの早期利用を希望するISP事業者に対し、物品の調達期間等を勘案し、設定したものであり、以後の申込みにおいても随時申込みを受け付け、早期提供に応えられるよう対応している。</p> <p>(6) ■今回の指摘を踏まえ、今後、当社として</p>	<p>考え方3</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	は、ISP事業者や接続事業者関係団体に対し、引き続き丁寧な情報提供を行っていく考え。		
<p>○ 「接続事業者の要望により増設するメニュー」とありますが、ISP事業者の団体である当協会としてこのようなメニューの増設を要望したことはありません。ただし、当協会が関知しないところで一部の接続事業者が水面下で直接NTT東西殿に対してこのような要望を行ったことを否定するものでもありません。昨年夏以来当協会はNTT東西殿とNGNの網終端装置増設問題に係る協議を行ってまいりましたが、いくつかの解決策があるなかでNTT東西殿から本件のみが今回認可申請されてきたことに対して、意外な印象とともに一部のISPからはその経緯の不透明感が問題として投げかけられています。 (日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ 1-1 当協会として要望していない全額負担メニュー NTT東西殿は、現在認可申請中の網終端装置（以下「NTE」といいます。）のISP事業者が費用の全額を負担するメニュー（以下「D型NTE」といいます。）について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」（2017年12月22日公表）において、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。 しかしながら、当協会および多くの協会会員ISP</p>	<p>○ 今回の新たな網終端装置メニューは、ISP事業者のご要望や「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、インターネットトラフィックの急増に対する解決策の一つとして提供するものです。 当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。今後も当社としては、トラフィック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、今回の新たな網終端装置メニューの事業者周知内容については、JAIPA殿に2017年10月25日に事前共有し、了解いただいているものと考えております。また、「接続料の算定に関する研究会(第8回)」（2017年10月27日実施）において、JAIPA殿から、「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)は評価」とのご意見をいただいております。</p> <p>○ 当社は、2017年10月頭からのJAIPA殿との協議の場で意見交換を重ねた上、2017年10月25日に事業者周知内容について事前に共有し了解を頂き、「接続料の算定に関する研究会(第8回)」（2017年10月27日実施）において、当社より本メニューの提供を行う旨を公表し、JAIPA殿からも同日にプレゼンテーションにて「全額負担であることを前提に、増設基準のない網終端装置の増設が可能となったこと(中略)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、これまでも情報開示について自主的な改善の取組が行われているところであるが、今回のトラフィック急増へのインターネット接続に係る対応など、事業者間での十分な情報共有による連携が一層重要になっていることを踏まえ、接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、十分な時間的配慮をもって関係事業者等への説明会を開催し、それにより寄せられる関係事業者の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行っていくべきことを、総務省よりNTT東日本・西日本に求めて、また、そのフォローアップを適宜行っていく必要がある。(要請)</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>は消費者問題となっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含むNTEのトラフィックベースでの増設を一貫して要望してきており（接続料の算定に関する研究会 第3回および第4回資料参照）、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー（全額負担メニュー）」を要望した事実は一切ありません。</p> <p>○ 1-3 告知期間・申込期間が短すぎる NTT東西殿より2017年10月30日に発信されましたD型NTEの接続受付の案内（メール）によると、1次申込期間が案内の翌日である11月1日から10日までのわずか10日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から10日間で、9年間にわたり 円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、このD型NTEの提供の情報がすべての事業者と同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。 （日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会）</p> <p>○ （NTT東西の輻輳対策への向き合い方について） 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（2017年9月）においてもNTEの増設が課題とされ（p32）、この流れの中でNTT東西は、D型NTEの導入に言及し、本件認可申請を行われました。 本件認可申請においては、「接続事業者の要望」を根拠にしていますが、この点についてNTT東西は「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議す</p>	<p>は評価」とのご意見をいただき、このような経緯を踏まえ、2017年10月30日に相互接続協定締結済みの全ISP事業者へ周知を行ったものです。</p> <p>なお、ご指摘の申込受付期間は、2018年4月からの早期利用を希望されるISP事業者に対し、物品の調達期間等を勘案し、設定したものであり、以後の申込みにおいても随時申込みを受け付け、早期提供に応えられるよう対応しております。今回のご指摘を踏まえ、今後、当社としては、ISP事業者や接続事業者関係団体に対し、引き続き丁寧な情報提供を行っていく考えです。 （NTT東日本・西日本）</p> <p>○ 各者の意見に賛同します。本件についてJAIPAは「消費者問題ともなっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む網終端装置のトラフィックベースでの増設を要望しており、過去も公にしています（接続料の算定に関する研究会、第3回、第4回資料参照）、その後、総務省殿と相談しながらNTT東西殿と協議を行っておりますが、当協会として『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー（全額負担メニュー）』を要望しておりません。具体的には、2017年10月4日に開催された協議の席においてNTT東西殿から突然全額負担メニュー提供開始する旨の通知を受け、更に10月13日協議で金額の提示を受けたものであり、10月4日以前やその後今日まで当協会が網終端装置の全額負担メニューを要望した事実は</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>る中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」(いずれも2017年12月22日に電気通信事業法施行規則改正案に関する情報通信行政・郵政行政審議会の答申書とともに公表された再意見)と説明されています。</p> <p>これについて一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会は、協会としてそのようなメニューを「要望した事実はありません」と非常に強い言葉で反論を行っています(2018年1月23日接続料算定委員会、プロバイダー協会発表資料)。</p> <p>プロバイダー協会の主張を前提とすれば、NTT東西は事実を誇張して議論をミスリードしていることになり、非常に遺憾です。</p> <p>2017年4月12日の接続料算定研究会(第2回)でも、NTT東西は「(ISP事業者は)本当に重要なパートナー」と発言されていますが、同じ会議の席上で構成員からは「大事なパートナーとして認識されているのであれば、もうちょっと丁寧な対応をされるべきだと思います。」と指摘され、「我々真摯に反省して、対応していきたいと思います。」と述べられています(いずれも議事録p37)。それからまだ日もたないうちにプロバイダー協会とこのような行き違いを起こすこと自体が、NTT東西のISP軽視を如実に表しています。</p> <p>NTT東西の対応がISPに対し、ひいては輻輳問題で一番困っている消費者のことを親身に考えているかどうか、引き続き注視されるよう総務省にもお願いします。</p> <p>(EditNet)</p>	<p>一切ありません。」と述べております。また当社からも、全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。NTT 東西は事実を歪め議論をミスリードしています。</p> <p>(ISP13者、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)</p> <p>○ 各社の意見に賛同します。</p> <p>高額な支払いとなるNTEの導入検討から決裁、申込までを、一般的な企業がわずか10日間で対応することは現実的に不可能であることから、これらの情報が一部の事業者のみ事前に開示されていたのではないかと考えざるを得ません。増設基準のないNTEの提供の情報がすべての事業者と同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証すべきです。</p> <p>なお、NTT東西殿は、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー」を提供することとしたものです。」と述べられていますが、当協会は消費者問題ともなっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む網終端装置に対するトラフィックベースでの増設を要望しており、過去も公にしています(第3回、第4回本研究会資料参照)、その後、総務省殿と相談しながらNTT東西殿と協議を行っておりますが、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○（新型NTEの申し込み）</p> <p>新型NTEの提供についてNTT東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成29年10月30日、第一次申し込み受付期間が平成29年11月1日から同11月10日とされました。従来型NTEに比べて軽微とはいえない水準のコスト増となる新型NTEの採用を検討する期間としては不十分です。</p> <p>また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会（以下、JAIPAとする）の会合においてJAIPA会長より新型NTEは数百台の申し込みがあったと発言がありました。この発言が事実であるなら（新型NTEの位置づけ）で指摘した識別子による不公正を是正しないまま申し込み受け付けを開始したことは不適切です。別の視点で見れば、提供に関する情報が公平に開示されていたか疑問が残ります。総務省殿には認可に際して、この点について公平であったことを確認していただきたい。</p> <p>（クロノス）</p> <p>○ また、本申請にかかる網終端装置の提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成29年10月30日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいはISP事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表（メールによる通達）となりました。その中では、全額網終端装置の接続受付をメール発信日付の翌日にあたる11月1日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による1次申込期間が同様に11月1日から10日までの10日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討</p>	<p>ユー（全額負担メニュー）」を要望しております。具体的には、2017年10月4日に開催された協議の席においてNTT東西殿から突然全額負担メニュー提供開始する旨の通知を受け、更に10月13日協議で金額の提示を受けたものであり、10月4日以前やその後今日まで当協会が網終端装置の全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。</p> <p>クロノス殿の意見に賛同します。多くの接続事業者がD型NTEの申し込みをしているという事実は、実際に消費者に相対している接続事業者の窮状を現しています。JAIPA会員でD型NTEを申し込んだ接続事業者の多くは、NTT東西殿からNTEの増設を拒否されたことで輻輳対策の先行きが見通せない中で、制度に対する整合性よりも、相対している顧客に対するサービス品質の確保を優先せざるを得なかった状況があります。NTT東西殿は自社のコールセンターで利用者から多くのクレームを受けNTEの輻輳問題を認知しているにも関わらず、顧客に「ISPの設備の問題」と回答してその責任をISPに押し付け、一方でISPによる設備の増設要請を拒否してきました。これはNTT東西殿による優越的地位の濫用以外になく、これらの行為によってNGNにおいて公正競争が歪められていることは明らかです。総務省殿におかれてはこれらの状況（NTT東西殿がISPにNTEの増設要請を拒否した事例の有無）を検証し、輻輳問題やNTE費用負担問題をはじめとした諸問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。なお、現在は</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たな網終端装置の提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。</p> <p>(エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット)</p> <p>○ (5) D型NTE申込手順・情報開示に関する検証必要性について</p> <p>D型NTE申込については、NTT東日本・西日本殿より2017年10月30日発信のメールで案内をいただきましたが、1次申込期間は11月1日から10日の10日間のみであり、また接続事業者向けの説明会は、申込期間の事後2018年1月10日に開催されました。中小規模の接続事業者にとっては経営を左右する大規模投資ですが、他社との競争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申込判断を迫られました。案内方法やD型NTEに関わる情報提供について、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検証が必要と考えます。</p> <p>(シナプス)</p>	<p>光コラボレーションの提供によって、接続事業者がNTT東西殿との卸契約に対する影響を考慮して発言や意見に対して萎縮するなど、いわば独占的な卸サービスによって萎縮効果が働いていることから、これらの状況を勘案した形で検証をしていただきたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会、ISP13者【同旨】、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構【同旨】)</p> <p>○ プロバイダー協会地域部会、クロノス、エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット、シナプスの意見に賛同します。D型NTEの導入は、多くの事業者にとって大きな負担となるものですから、十分な周知期間と申し込みの期間を取っていただきたいと思います。</p> <p>また、NTT東西は約款認可申請前に申し込みを受け付けるなど、接続約款に基づく公平な相互接続の制度を軽視する姿勢も目立ちます。制度上明らかにおかしなものを認可申請前に受け付け、多数の申込みがあることをもって「ISPの要望」という既成事実を作る方法は、公平・公正な接続制度によって競争を促進することと相容れません。</p> <p>(EditNet)</p>		
<p>意見4 ●本件追加メニュー(D型NTE)はフレッツサービス上も別のサービスとし、費用負担区間に応じた別々の利用者約款(利用者料金)を定め、現行メニューを利用するサービスと完全に分け、必ず別々</p>	<p>再意見4 (1)■本件追加メニューの提供に伴い、複数の識別子を利用可能とする。</p> <p>(2)●左記意見に賛同。</p>	<p>考え方4</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>のISP識別子により接続するようにすべき。</p> <p>○ (D型NTEはプレミアム用で) 後に詳述しますが、D型NTEは既存NTEと費用負担の区間が違うのですから、輻輳対策の目的で既存NTEと同じフレッツサービス上に持ち込まれ、同じユーザを収容できるようになっていれば、接続制度上も競争上も混乱が生じます。 よって、D型NTEはフレッツサービス上も別のサービスとして、費用負担区間に応じた別々の利用者約款(利用者料金)を定め、既存NTEを利用するサービスと完全に分けるべきです。 このためには、従来型NTEとD型NTEの同一サービスでの混在を認めないこととすべきで、必ず別々のISP識別子により接続するようにすべきです。 (この問題の解決は公正なルールの下で) 弊社も、NGNでのNTE輻輳問題について早急に取り組み、利用者が不便なく利用できるサービスをすぐにも回復する必要があることは了承しています。 また、それに当たっては技術の進歩を反映したコスト削減(同じ費用で運べるトラヒックの増強)がまずあり、次にISP事業者、NTT東西に応分の負担が生じ、最終的には利用者の理解を求めながら、皆が納得できる公平な負担を実現していくものと考えています。 しかし今回のD型NTEは輻輳対策とISP事業者のサービス選択肢の提供という全く異なる目的がごた混ぜにされ、費用負担のルールを一方向的に動かす提案ばかりがNTT東西からなされた結果、議論が紛糾しているのです。 まず、輻輳対策は従来のルール通り、NTT東西が負担してNTEを増設するべきものです。</p>	<p>○ 今回の新たな網終端装置メニューの提供に伴い、複数の識別子を利用可能とします。 本内容については、JAIPA殿へ2017年12月21日に提供を検討している旨、説明の上、2018年1月11日に相互接続協定締結済みの全ISP事業者へ周知しました。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 各者意見に賛同します。 (日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会、ISP13者【同旨】、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構【同旨】)</p> <p>○ 利用者の側から見てもD型NTE利用のサービスは費用負担の区間が異なることになるのですから、別個のユーザ約款の上で、既存NTEと全く別のプレミアムサービス用に位置付けられることが必要です。 (EditNet)</p>	<p>○ 接続事業者が望んだ場合に本件追加メニューを使ったサービスのみを別途の識別子により提供することができるようにすることは、インターネット接続サービス提供の自由度を高めるものと評価できる。</p> <p>○ 接続による電気通信役務の提供において、各事業者の小売料金設定の範囲をどのように設定するかは、一次的には事業者間協議で決定されるものであり、その各々がどのように小売料金を設定するかは、一次的にはその各々の事業者が決定するものであるが、本件追加メニューに伴い採られるこれらの設定方法が、利用者利益や公正競争を阻害することがないかは、総務省において注視していく必要がある。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>そしてサービス選択肢の提供については、料金設定権の所在と合わせて議論をするべきです。</p> <p>現行のNTEの増設基準が一律で、ISPごとの品質差別化が図れないことは、ISPのサービス展開を制約するものですから、「ISPの負担でNTEを增強できること」自体は、サービス展開の自由度を高めることになります。</p> <p>しかしそのためには、それぞれが費用を負担する区間に応じた料金設定権を持つ、公正なルールが前提になります。</p> <p>(D型は利用者約款も別のサービスとして提供すべき)</p> <p>NTT東西はD型NTEについて、「増設の決定権（および費用負担）をISPに移すもの」と説明されます。それならば、費用負担が移るNTE本体の区間について料金設定権も同時にISPに移さなければ不公正です。</p> <p>費用負担の区間と料金設定権の区間が異なる結果、利用者にとっては利用者料金は一律、接続方法もPPPoE方式で一律でありながら、ONUでNGNに乗った利用者が、NTEの手前でISPに乗り入れる場合と、NTEのISP側インタフェースまで乗ってからISPに乗り入れる場合が混在することもあります。</p> <p>本来、支払う料金と対応する区間を揃えることが望ましいのは、今後の接続料制度の改正や、NGNを新たな接続形態で利用する事業者が現れる可能性を想定すれば、当然といえます。</p> <p>利用する区間が違うのですから、フレッツサービスの利用者約款（利用者料金）自体を別々のものとし、ISP事業者側から見ても最初からD型NTEは別のサービス用として提供するようにするほうが、責任</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>区分の問題をきれいに整理することができ、D型の本来の趣旨を生かすことができるはずですが、</p> <p>しかし既存NTEとD型NTEが同一のサービス上に混在する状態が一度生じてしまうと、もはやこの点を整理することは不可能になります。</p> <p>D型NTEが正式に導入されていない今の段階でこの点をよく整理し、「サービスを受ける区間に応じた料金を支払う」ということを、利用者料金についても実現すべきです。</p> <p>(EditNet)</p> <p>○ (再掲) 3-2 D型NTEはISPの自由な選択肢にならない</p> <p>NTT東西殿はD型NTEを「各ISPの個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています(接続料算定研究会、2017年10月27日NTT東西殿資料他)。前述の通り従来型NTEでも利用者が困らないことが求められているのであるから、D型NTEは同一ISPの中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乘せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけとなるべきものです。</p> <p>また、このD型の新設に当たってISP毎に利用できる識別子を複数利用できるようにする予定がある旨の案内がありましたが、これについても詳細な仕様やスケジュールについて速やかな公表を要望します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p> <p>○ (新型NTEの費用負担)</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>本約款認可申請によると、新型NTEはISP事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型NTEは装置のインターフェース費用をISP事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型NTEとISPが全額負担する新型NTEは、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型NTEについてはフレッツユーザーとISP事業者の両方から新型NTEの費用を徴収していることとなります。新型NTEを提供する場合には費用負担の公平性・透明性の点で、本約款認可後速やかに別のユーザー約款に基づくサービスとして再申請することが適当です。</p> <p>また、本約款認可時には、ISP事業者に複数識別子を付与するよう規定を改定することが必須であります。現状で複数識別子を利用できるISP事業者と、1つの識別子しか利用できない事業者があります。この点が解消されないと、1つの識別子しか付与されていないISP事業者は新型NTEと従来型NTEで品質の異なるサービスを提供することが出来ません。このような公平性が確保されない状況で本約款が認可されると、競争環境の著しい不正が発生することとなります。</p> <p>(クロノス)</p>			
<p>意見5 ①●IPoE方式のゲートウェイルータも網使用料化されるのであるから、本件追加メニュー(D型NTE)も網使用料で申請を出し直すべき。同じ装置に網使用料と網改造料の2つの異なるメニューがあるのは公平性に照らして問題。</p> <p>②●網改造料の算定に係る個別費用が不明確であり、かつNTT東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続</p>	<p>再意見5 (1)■今回の新たな網終端装置メニューについては、接続事業者の個別の要望に基づき個別専有的に利用される装置である以上、網改造料として接続料を設定することが適当。</p> <p>(2)▲網終端装置の増設にかかる費用の全部を接続者が負担する場合、使用セッション数に算入せず、フレッツ光ライトの従量料金に</p>	<p>考え方5</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>サービスのコストダウンが進まず、最終的に利用者利益を損なう懸念がある。</p>	<p>も算入しないようにしなければならない。</p>		
<p>○ (D型は網使用料で申請すべき)</p> <p>省令の改正により、「関門系ルータ交換機能」が接続料規則に規定され、IPoEのGWRでの接続については今後、網使用料として接続料が設定されることとなります。</p> <p>IPoE方式にはGWR以外の接続方法がない一方、D型NTEには従来型NTEと併用される点で違いがあるものの、施行予定の接続料規則第4条の表に照らせば、D型NTEがGWRと区別される理由が見出せません。また、総務省が示している「基本的な接続機能」の要件(「NGNのISP接続に関する論点等について(PPPoEとIPoEの接続関係)」総務省料金サービス課、2017年10月27日など)への当てはめにおいても、D型NTEとGWRで結論が異なるとは思われません。(D型NTEはGWRと違って接続可能事業者数の制限もなく、GWR以上に一般的な機能を提供できることから、なおのこと網使用料として接続料が設定されるべきではないでしょうか。)</p> <p>一度網改造料で認可されたものを後日網使用料に変更することは、費用負担の問題などを含めて面倒な論争が起こるおそれがあります(2017年12月22日接続料算定研究会(第10回)VNE各社提出資料、6ページほか)。</p> <p>よって、D型NTEを導入する方向であるにしても、これは網改造料の認可申請ではなく、省令改正の公布を受けて網使用料として申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>蛇足ですが、既存の接続事業者がある中で行われるGWRの網使用料化と異なり、約款は認可前で既存</p>	<p>○ 今回の新たな網終端装置メニューについては、接続事業者の個別のご要望に基づき個別専有的に利用される装置である以上、網改造料として接続料を設定することが適当と考えます。</p> <p>なお、IPoE方式におけるゲートウェイルータについては、「接続料の算定に関する研究会(第10回)」で述べたとおり、仮に網使用料とする場合であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期利用による費用負担の不公平防止の観点から、利用を中止する当該事業者が利用中止に係る費用(残価等)を支払うこと ・現在の費用負担範囲(料金設定権)を変更せず、接続事業者が費用を全額負担すること ・非効率なネットワーク構築を助長させないよう、全国平均の網使用料ではなく、POI毎の料金とすること <p>が必要であると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 網終端装置の増設にかかる費用の全部を接続者が負担する場合、使用セッション数に算入せず、フレッツ 光ライト(プラン5-2(フレッツ 光ライト ファミリープラン)およびカテゴリー3-2(フレッツ 光ライト マンションタイプ))の従量料金(情報量に応じた加算料)にも算入しない(IPoE方式によるNGN内の通信料は、県内通信および県間通信の別を問わず、基本料に含まれている。)よ</p>	<p>○ 本件追加メニューに係る接続料については、この本件追加メニューの適用がない場合でも円滑なインターネット接続の見地から適切な対応が行われることを前提として、ISPが追加的、個別専有的に設備を増強させる必要があるときに適用させるものとして網改造料の扱いとしていっていると考えられる。万一、この円滑なインターネット接続という前提が将来崩れることがあり、事実上多くの接続事業者によって本件追加メニューが必要とされることになれば、これを網使用料として扱うことの検討が必要となる可能性がある。</p> <p>○ なぜならば、網使用料は、利用見合いで設定され、また、対象設備ごとの明確な原価算定根拠が開示されるものであるため、利用の公平性、費用削減インセンティブ及び透明性確保の面からも、通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワークを前提にして多くの接続事業者にとって具備されていることが必要</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の事業者への影響も考えにくいことから、接続料規則改正附則第6項（利用中止後の費用の負担）の経過措置の適用はなされない前提で網使用料を算定すべきことは、いうまでもありません。</p> <p>（利用部門との公平性に照らしても問題）</p> <p>PPPoE接続において、既存NTEは本来的にインタフェース部分と本体部分に分けられ、前者は網改造料としてISP事業者が負担し、後者は収容局ルータ等の設備と一体で一般収容局接続ルーティング伝送機能の網使用料が設定されています。後者は接続料規則の改正により、ほぼ単体で関門系ルータ交換機能に組み替えられることが決まっています。</p> <p>ところが、D型NTEの全体が網改造料として位置づけられると、NTE本体部分は同じ機能を持つ機器でありながら、NTT東西の利用部門がフレッツサービスを提供するために使えば網使用料になるのに対し、ISP事業者が接続サービスを提供するために使えば網改造料になるという問題が生じ、接続約款認可の要件である電気通信事業法が義務付ける利用部門と他事業者の公平性の担保（33条4項3号）との関係で疑問が生じます。</p> <p>この観点からも、D型NTEは網使用料（関門系ルータ交換機能）で申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>（E d i t N e t）</p> <p>○ （4）網終端装置の費用を接続事業者が個別負担する根拠について</p> <p>網終端装置は、相互接続点からみてNTT東日本・西日本側の装置であり、NTT東日本・西日本のIP通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。</p>	<p>うにしなければならない。</p> <p>（個人）</p>	<p>となるような機能について適用されるべき接続料と考えられるからである。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ん。</p> <p>さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつNTT東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。</p> <p>もし事業者に個別負担を求めるとであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。</p> <p>(シナプス)</p>			
<p>意見6 ①●網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべき。</p> <p>②●本件追加メニューは、輻輳対策としては暫定的なものと考え、同メニューにより網終端装置を申し込んだ場合でも現行メニューに流用できるようにすべき。</p>	<p>再意見6 (1) ●左記意見①に賛同。</p> <p>(2) ●左記意見②に賛同。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ (再掲) なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ (新型NTEの位置づけ)</p>	<p>○ 加えて、左記ソフトバンクの意見にもある通り、網終端装置の輻輳対策としては、様々な施策が考えられることから、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 賛同します。NTT東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていな</p>	<p>○ 本件追加メニューと現行メニューの関係性については、考え方2を参照。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者が要望する場合は、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応す</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>新型NTEはISP事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものです。仮に輻輳対策として緊急避難的利用した場合も、NTEの最低利用期間が9年であることから従来型NTEの増設基準見直し後に、新型NTEから従来型NTEへメニュー変更が可能である必要があります。(クロノス)</p> <p>○ (認可するにしても所要の経過措置を設けるべき)</p> <p>D型NTEは第一種指定電気通信設備との接続制度のあり方に照らして問題が多く、これまでに述べた問題をきちんと検討整理することなく認可することは将来に大きな禍根を残すこととなります。</p> <p>本来、すでに述べた通り認可はしばらく見送るべきと考えますが、仮に一部のISP事業者の強い要望で早期の導入が求められるのであれば、十分な判断材料のない中で申し込まざるを得ないISP事業者に配慮する必要があります。</p> <p>具体的には、輻輳対策としてのD型NTEは既存NTEの増設が十分できるまでの短期間の暫定策と位置づけ、今後の策定される既存NTEの増設基準をみながら、既存NTEとの間で変更をできるようにすべきです。本来、既存NTEの増設基準は輻輳の起こらない水準に見直されるべきなのですから、一度緊急の輻輳対策としてD型を申し込んだとしても、その後既存NTEの増設基準の台数におさまることは容易に想定されます。</p> <p>D型NTEと従来型NTEは同型の装置でありながら、制度上の制約で変更できないとのことですが(2018</p>	<p>いという根本的な問題について未だ解決策が示されていない中、今回申請された網終端装置のメニューを利用希望する事業者にとって、本メニューは利用者保護のための緊急避難策としての位置づけであると考えられます。このため、従来型網終端装置の増設基準見直し後に、今回申請された網終端装置のメニューから従来型網終端装置のメニューへ変更が可能となる等の経過措置が必要と考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ 各社・団体の意見に賛同します。</p> <p>輻輳対策はあくまでもNTT東西が行うことが前提であり、D型NTEを輻輳対策で申し込む事業者があるにしても、それは暫定的な緊急措置であることに留意すべきです。</p> <p>D型NTEを一度申し込んでも、他の(本来の)輻輳対策としての別メニューに移行できるようにすべきとの、ソフトバンクの意見に賛同します。</p> <p>D型NTEを輻輳の抜本対策と考えるべきではない、とのKDDIの意見に賛同します。</p> <p>十分な判断材料のない短期間でD型NTEを申し込んだ事業者への配慮として、所要の経過措置を設けるべきであるとの、プロバイダー協会地域部会の意見に賛同します。(EditNet)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿の意見に賛成します。ISP事業者にとってインターネットトラヒ</p>	<p>ることが適当である。</p> <p>○ また、現行メニューでの対応の方向性が接続事業者・関係団体に対し早期に明らかにされることが必要であるところ、NTT東日本・西日本からは、総務省からの要請(平成30年2月26日総基料第33号)に基づき現行メニューに関する検討状況を総務省に報告(※)した後速やかに、その内容について接続事業者・関係団体に説明する場を設ける旨、接続事業者・関係団体に周知がされたところである。</p> <p>※4月末までに報告することとされている。</p> <p>○ 総務省においては、これらが着実に実現するよう、状況を注視し、必要に応じ対応することが適当である。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>年1月10日、事業者説明会での回答ほか)、上記の事情に配慮し、新しい基準を満たせばD型から従来型NTEに扱いを変更できる経過措置を設けるなど、所要の経過措置を設けるよう要望します。 (EditNet)</p> <p>○ 3-4 輻輳対策のためのD型NTEは認可されるとしても、暫定的なものであるべき 上記述べた通り、D型NTEの議論は既存NTEの増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時に行うべきと考えますが、仮にD型NTEを先行して認可する場合、D型NTEの位置づけや条件は輻輳対策としてではなく暫定的なものと考え、接続事業者が不当に不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。 例えば、既存メニューの増設可能台数は基準の見直しとともに変わる可能性があるため、一度新メニューで申し込みを行い、新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどのようにすべきです。 (日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p>	<p>ツクの増加対策は重要かつ継続的な課題であるため、今後導入される新たなメニューにスムーズに移行できるための配慮がなされることは重要と考えるからです。 (朝日ネット)</p>		
<p>意見7 ●NTT西日本が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担するメニュー」を提示していたことは、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題。当該メニューが今になって約款化されようとしていることの検証が必要。</p>	<p>再意見7 (1) ■当該メニューはユーザサービスを事業者提供のものであり、法令上も相対提供が認められているものであることから広く周知を行っていなかったもの。今後も利用を希望される事業者には現在利用している事業者と同条件で提供を行っていく考え。 (2) ●左記意見に賛同。</p>	考え方7	
○ (約款変更前に同様のサービスを提供しているこ	○ 「接続料の算定に関する研究会(第2回)」に	○ 第一種指定電気通信設備を	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>とは問題)</p> <p>現行の接続約款では、PPPoE方式でのISP接続機能を「IP通信網終端装置に協定事業者との接続（略）のためのインタフェースを付与する機能」と定義しています（接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ア欄）。これが現在、ISP事業者がNTEのインタフェース部分だけを負担する根拠になっています。</p> <p>本件約款変更案において、D型NTEは費用の全額をISPの網改造料でまかなうことから、「IP通信網終端装置において（略）接続を行うための機能」と書き分けています。</p> <p>ところが、NTT西日本が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており（2017年4月12日接続料算定研究会（第2回）議事録p37, NTT発言）、さらにこのメニューは2016年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています（2017年5月19日（第3回）および同年11月19日（第9回）接続料算定研究会、いずれもプロバイダー協会発表資料）。</p> <p>第一種指定電気通信設備への接続条件は事前に接続約款を定めて認可を受けなければならない（電気通信事業法33条2項）、これに基づかない接続協定の締結は原則として禁止されています（同条9項）。この規定は指定設備への接続の公平性および透明性の担保が公正競争上欠かせないことから設けられた規定で、これを遵守していただくことは当然です。</p> <p>ISP事業者が費用を全額負担するNTEが「インタフェースを付与する機能」ではないことは、ISP事業者が費用を全額負担する IPoE方式のゲートウェイ</p>	<p>て説明した「事業者の要望に基づき自由に網終端装置を増設できるメニュー」については、インターネットトラフィックの急増に伴い、網終端装置を自由に増設したいというISP事業者からの個別のご要望をいただいで提供しているものです。</p> <p>当該メニューはユーザーサービスを事業者に提供するものであり、法令上も相対提供が認められているものであることから広く周知を行っていなかったものです。しかしながら、事業者の要望を踏まえ、2017年5月17日にJ A I P A 殿にも説明し、加えて当社接続事業者向けホームページにおいても、2017年6月26日に当社ユーザーサービスの相対メニューもある旨を周知しました。その後、新たな事業者からのご利用のお申込みをいただいたところであり、今後も利用を希望される事業者には現在利用している事業者と同条件で提供を行っていく考えです。</p> <p>（NTT西日本）</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>公平性を担保すべきNTT東西殿が、意図的に選んだ事業者のみに特別メニューを秘密裏に提供していたことは、これまで築き上げてきた競争政策を根底から覆すものです。卸サービス、利用部門による個別提供なども含め、NTT東西殿における競争事業者に対する個別提供の実態について、公平性・透明性・適正性の観点で検証を行うべきであると考えます。</p> <p>（日本インターネットプロバイダー協会地域 I</p>	<p>用いた卸電気通信役務の提供については、総務大臣の認可に係らしめられず、相対での提供条件の提示も排除されていないが、不当な差別的取扱い等は禁止されている。</p> <p>○ 意見により透明性、公平性等の観点から指摘がされている卸電気通信役務による自由増設メニューについては、NTT西日本において、接続事業者・関係団体に周知するなど、既に改善に向けた取組が行われたところであるが、再度同様の問題が生じることを防ぐため、総務省において、関門系ルータに係る卸電気通信役務についての適切な情報開示（具体的な提供条件や提供可否の回答が円滑に行われるための手続の開示を含む。）が行われるよう、NTT東日本・西日本に求めることが適当である。（要請）</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>一タ(以下「GWR」といいます。)が現行約款上既に「接続を行うための機能」、すなわち本件変更案と同じ表現で定義されていることから明らかです。</p> <p>これが既に提供されていることは、原則として禁止された接続約款外の条件での協定の締結に当たる懸念があります。</p> <p>また、後に詳述するNTT東日本の「増設基準を緩和したメニュー」については、全く同じ装置でありながら、増設基準の緩和と引き換えに網改造料を高くするメニューです。全く同じ装置でありながら「インタフェースを付与する機能」の提供原価、すなわちインタフェース部分の価格が異なることは考えられず、認可された接続約款の算出式(接続約款料金表第2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式))と異なる網改造料を設定して請求していたのではないかという疑問が生じます。</p> <p>よって、総務省におかれては、本件変更案の審査の前提として、NTT東西が既に見切り発車のような状態で接続約款と異なる条件のNTEを提供してきたこと、および同社がなぜ今になって本件変更案を認可申請したのかについてよく聴取し、法令上の問題がないかどうかを検討していただくよう要望します。</p> <p>(EditNet)</p> <p>○ 1-2 約款変更前に同様の機能を提供している事への疑義</p> <p>平成29年4月に総務省で開催された「接続料の算定に関する研究会(第2回)」にて、NTT西日本殿が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担する</p>	<p>SP 部会)</p> <p>○ 各者意見に賛同します。</p> <p>公平性が求められるべきNTT東西殿が、自らが意図的に選んだ一部事業者のみに特別メニューを秘密裏に提供していたことは、不公正な取引です。そもそも、網終端装置が卸提供された場合、不要になった接続用網終端装置のコスト分だけでなく、卸提供する網終端装置の利益分もNTT東西の利益となります。卸サービス、利用部門による個別提供なども含め、NTT東西殿における競争事業者に対する個別提供の実態について、公平性・透明性・適正性の観点で検証を行うべきです。</p> <p>(ISP13者、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構)</p> <p>○ 各社・団体の意見に賛同します。</p> <p>第一種指定電気通信設備への接続は公平・公正を旨とし、制度の上で公正競争を担保するようになっています。</p> <p>昨年(2017年)明らかになったように、一部の事業者だけに約款と異なる特殊なメニューを提示し、あまつさえ実際に提供していたことは接続制度に照らして大きな問題です。</p> <p>NTT東西の側に接続約款を軽視する姿勢が少しでもあれば公正競争を大きくゆがめることとなりますので、見切り発車のような形で進めていくことは認められません。</p> <p>総務省には、新規の約款変更認可申請以前的前提条件として、この問題についてよくNTT</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>メニュー」を提供していること明らかにされました。この内容は開示された事業者以外の事業者には一切公になっていないものであり、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題です。</p> <p>NTT東西殿がこの事案を既成事実として、「接続事業者が要望している」「接続事業者の要望に応じた増設であるから接続事業者が全額負担するのが相当」という理由で、標準メニュー化を進めるやり方は、大きな問題です。総務省殿においても、このようにNTT東西殿の都合で一部の要望のみ取り上げて不公正に進められることが無いよう対策を検討していただきたいと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p> <p>○ 総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。</p> <p>(エヌディエス、サンライズシステムズ、マンダラネット)</p>	<p>東西から聴取し、法令を遵守して公平な条件での接続をすることに抜かりがなかったか、よく検証していただくようお願いします。</p> <p>(EditNet)</p>		
<p>意見8 ①●多くのISPが強い要請を行っている増設基準の見直しを早急に行うことで消費者問題・社会的問題となっている本問題の対応や、NTT東日本・西日本における接続に関する営みが適正性・公平性・透明性をもって運用されるべく、総務省殿に対し強</p>	<p>再意見8 ●左記意見①に賛同。接続制度をめぐる議論に際し、接続事業者の萎縮を生じさせる原因がないかどうか引き続き総務省の注視を要望。</p>	<p>考え方8</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>い指導を要望する。</p> <p>②●NTT東日本・西日本とISPの責任分担（費用負担）や取引関係のあり方、および公正な接続制度の上でどのようにNGNを今後のインフラとして活用していくかの議論につなげてほしい。</p>			
<p>○ 最後に、当社を含め多くのISPが強い要請を行っている増設基準の見直しを早急に行うことで消費者問題・社会的問題となっている本問題の対応や、NTT東西殿における接続に関する営みが適正性・公平性・透明性をもって運用されるべく、総務省殿に対し強い指導を要望します。（エヌディエス、マンダラネット）</p> <p>○ （総論） インターネットのトラフィックが急増する中、日本の固定系インターネット接続サービス利用者の多くが利用するNGNサービスにおいて、NGNとISPを接続するPPPoE方式の網終端装置（以下「NTE」といいます。）の輻輳が大きな問題となっています。 このためNTT東西は、NTEの輻輳問題への対応として「接続事業者の要望により増設するメニュー」のNTE（以下「D型NTE」といいます。）を正式に導入すべく、本件約款変更の認可申請をされました（変更案の概要II(主な変更内容)「1. 変更の経緯」など）。 しかし、NTEはもともとNTT東西の区間であり、NTT東西（利用部門）が負担して準備すべきものです。 本件の最大の問題として、NTT東西が収入の配分（フレッツ料金とISP料金の境目）に全く手を付けず、費用負担の配分（NTT東西の利用部門とISP事業者の費用負担の境目）だけを動かそうとしているのですから、議論が紛糾するのも当然です。</p>	<p>○ エヌディエス、マンダラネットの意見に賛同します。各社意見のとおり、公正な競争の促進のためには、接続制度の公平性・透明性が欠かせない要素です。 しかし、例えばフレッツの卸（光コラボレーション）は現状各社共通の条件ではあるものの、制度上は相対であり、将来も公平・透明な制度であるかは懸念が残ります。他にもNTT東西のネットワークを利用してサービスを提供する過程で、個別の協議によるところも多々あるため、いまだNTT東西が交渉上、きわめて優位な立場にあります。 相互接続制度について、ISP事業者が意見を表明する機会はたびたびありますが、今後の個別協議などへの影響を考えると多くの事業者が萎縮してしまい、実際に複数の同業者はしっかりとした意見を持ちながら、意見提出を見送ったと聞きました。 当社も所属するプロバイダー協会の会長は、2018年賀詞交歓会において、今後はNTT東西との関係を良好なものにしていきたいという趣旨のことを述べています。 この実現のためにも、接続の制度をお互いに自由な主張ができる場でしっかりと議論し、利用者の皆さんから見ても納得いただける公正な接続制度を担保し、そのうえでNTT東</p>	<p>○ 総務省においては、引き続き、接続制度が適正性・公平性・透明性をもって運用されるよう、事業者間取引をめぐる状況を注視し、必要に応じ対応していくべきである。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>NTT東西は「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT東日本webページより)と速度や快適さを宣伝して顧客を誘引しているながら、利用が集中する夜間はISPによっても異なるものの、動画の再生はおろかwebページの閲覧にも支障が起っています。これはNTEの輻輳によりパケットロスによる再送が生じるため、ポート容量からの超過が一見わずかでも、実効速度が急激に低下し始めます。</p> <p>関係する事業者は、輻輳ポイントの解消のためにそれぞれ努力する必要があります。ISP事業者もコンテンツプロバイダも、それぞれ自社NWの増強に多大な負担をしています。ISP事業者はただNTEの増設を求めているのではなく、多大な費用をかけて自社バックボーンを増強することと並行して、NTT東西にも利用者に対する責任の負担を求めているにすぎません。</p> <p>しかしNTT東西だけがその負担を後回しにするばかりか、ISPに肩代わりをさせてきました。</p> <p>意見募集の手続き上、D型NTEの是非を中心に意見を提出しますが、本来この問題はD型NTEの認可問題に矮小化させず、NTT東西とISPの責任分担(費用負担)や取引関係のあり方、および公正な接続制度の上でどのようにNGNを今後のインフラとして活用していくかの議論につなげてほしいものです。接続料算定研究会などの場での議論が進むことを期待します。</p> <p>(EditNet)</p>	<p>西とは適切な緊張感、距離感をもったフェアな関係を築いていきたいと考えます。</p> <p>総務省には、接続の制度やその議論について、接続事業者の萎縮を生じさせる原因がないかどうかについても、引き続き注視してくださるようお願いします。</p> <p>(EditNet)</p>		
<p>意見9 ●現在卸サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべき。</p>	<p>再意見9 (1) ■仮に「フレッツの接続化」が実現したとしても、「NTEの輻輳問題」といった課題の解決につながらない。「フレッツの接続</p>	<p>考え方9</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>化」は設備構築事業者の投資インセンティブを削ぐことになる。</p> <p>(2) ●左記意見に賛同。</p>		
<p>○ (光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)</p> <p>このままD型が導入されると、フレッツサービス(および光コラボレーションモデル)の料金設定権は引き続きNTT東西が持つため、利用者が利用しなくなるNTE部分の費用がそのまま利用部門の収益となるという、不当な結果になります。</p> <p>仮に前項の方法で利用者約款が分けられたとしても、現行の卸サービスでは提供原価と卸料金の関係が透明ではないため、既存NTE利用とD型NTE利用のISPの間で公正な競争にならない可能性があります。</p> <p>この問題を解決する手段として、この際フレッツサービスにも利用区間(既存NTEのISP接続用またはD型NTEのISP接続用)に合わせた網使用料(利用者1人当たりの網使用料)が設定され、ISP事業者が再販でなく接続によりフレッツとISPを一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。</p> <p>(EditNet)</p> <p>○ 4-2 フレッツの接続化を検討すべき</p> <p>今回のNTEの輻輳問題およびD型NTEの問題を機に、現在のNGNの相互接続モデルにおける責任分担・費用分担のあり方、ひいては機能分離のあり方も含め、公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを十分実現できているか検証すべきです。</p> <p>NTE本体の費用負担がNTT東西殿(利用部門)からISPに移動するにもかかわらず、ユーザの役務区間</p>	<p>○ 仮に「フレッツの接続化」が実現したとしても、「NTEの輻輳問題」といった課題の解決につながらないと考えます。</p> <p>「フレッツの接続化」が過去に検討された光ファイバの分岐単位接続料※と同様のご要望であるならば、以下の観点から実施すべきでないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －投資リスクを負いながら事業展開する当社や他の設備構築事業者にとって、投資リスクを負わないだけでなくユーザを獲得するリスクさえ軽減されるアンバンドル機能利用事業者との間で負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになること －当社光サービスにおいて、相互接続通信とはならない網内折り返し通信が利用されていること －当社光サービスでは、特定のISP事業者向けに接続先を限定できないこと <p>※情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)における「Bフレッツに係る機能を接続料化する案」</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について答申(情報通信審議会・平成2</p>	<p>○ NTT東日本・西日本の意見においては、設備投資インセンティブを損なうものとする根拠が十分説明されているとは言えない。NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体から要望があれば十分な協議を行うことが必要である。また、総務省においては、そのフォローアップを行っていくことが適当である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>も変わらないため利用者が負担しているNTEに相当する費用がISPからもNTTに対して支払われます。これは、費用を二重取りしていることに他ならず、そのままNTT東西の利益になります。このようないびつなサービス構造を是正するためにも、現在卸サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューを整備し、公正競争を実現すべきです。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p>	<p>0年3月27日)」までの議論の場において、NTT東西殿は「利用するISP事業者殿を自由に選択することが可能であること」等を理由として、当時多くの接続事業者が求めていたインターネット接続サービスのアンバンドルについて反対してきました。しかしながら、光コラボレーションモデル(卸モデル)の提供によって、「利用するISP事業者殿を自由に選択することが可能である」状態で料金の設定権がISPに移っています。これは、従来NTT東西殿が主張していた「できない理由」は過去にKDDI殿が以下指摘していたとおりであることが明らかになりました。</p> <p>同議論において接続事業者等は以下の通り主張していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術的な問題があると述べられているが、『接続先を限定すること』については技術的な問題があったとしても『接続料設定』にあたっての技術的な問題は等に無いと理解しており(中略)本機能についてはアンバンドルして接続料を設定することが必要」(KDDI殿) ・「ISP接続について接続料を設定することは従来から多くのISPが要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを楽しむ可能性や、ISP事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべき」(TOKAI、ビック東海) ・「アンバンドルをISP事業者向けに提供して 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>も、複数のISP事業者を切り替えて利用する利用者や、ISPに接続せずNGNのサービスのみを利用する利用者は(中略)技術的に問題は無いと考えます」(JAIPA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ISP接続に係る機能に関して、エンドエンド料金の低廉化のために、事業者間接続料金の設定、また従来の地域ISP網で採用している『ぶつ切り料金』とどちらも選択できる柔軟な対応を希望します。(フュージョン・コミュニケーションズ) <p>フレッツ光コラボレーションモデルの出現によって、「アンバンドルできない理由」が消滅したことから、あらためて上記の議論を行い、速やかにアンバンドルを実現していただき、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況や、料金設定の弾力性によるサービス競争の促進を図るべきです。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会、ISP13者【同旨】、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構【同旨】)</p> <p>○ プロバイダー協会も従来から、フレッツの卸を接続により提供するよう要望する意見を提出していましたが(2017年4月12日、接続料算定研究会第2回、プロバイダー協会発表資料ほか)、フレッツの料金設定権がまだNTT東西にあることが、「ISPの選択肢を増やす」はずのD型NTEの件で料金制度上の不具合をもたらすことが問題になっています。</p> <p>フレッツの接続化が必要とするプロバイダー協会地域部会の意見に、当社も賛同します。</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>総務省においても、引き続きフレッツの接続での提供について議論を進められるようお願いいたします。</p> <p>(EditNet)</p>		
<p>意見10 ●管理部門である相互接続推進部は、ISPがNTEの増設要請を出しても、利用部門を代弁し、増設を拒否している。NTT東日本・西日本の機能分離や運用状況についての検証を要望。</p>	<p>再意見10 (1)■当社指定設備管理部門が指定設備利用部門を優遇しているということはない。</p> <p>(2)●左記意見に賛同。管理部門から利用部門に協議状況等の情報共有が行われたのではないか。意見書提出について各社に圧力がかけられたのではないか。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ (機能分離の不十分さも遠因)</p> <p>そもそも電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を持つ電気通信事業者に指定設備管理部門とどう利用部門の分離を求め、管理部門は自社の利用部門と接続事業者を公平に扱うことを求めています。</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP事業者がNTEの増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。しかしNTEが増設になればそのコストは必ず接続会計に入り、あとは利用部門とISP事業者の費用負担の問題なのですから、まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回のNTEの輻輳問題およびD型NTEの問題を機に、現在のNGNの相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者(消費者)のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じま</p>	<p>○ 設備部門とそれ以外の部門との間のファイアウォールの確保については、禁止行為規定遵守措置等報告書を総務省に毎年度報告し、総務省において確認の上、公表されています。</p> <p>また、網終端装置の増設について、当社指定設備管理部門が指定設備利用部門を優遇しているということはありません。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 各社意見に賛同します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p> <p>○ 各者意見に賛同します。</p> <p>研究会で明らかになった、NTT東西殿による一部事業者のみに対する不公正な網終端装置メニューの提供は、接続ではなく卸提供であると考えられますが、その場合、NTT東西利用部門がISPに対して網終端装置の提供を行ったこととなります。この状況から、管理部門が</p>	<p>○ 円滑なサービス提供に必要な設備の増設は、合理的に対応されるべきであり、およそ費用負担が発生するからということでは一律に否定されるべきものではない。例えば、仮に接続当事者間の費用負担等の役割分担等について議論があるのであれば、関連の協議等を通じて解決していくべきであり、その中で利用者へのサービス提供の改善が図られていく必要がある。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>した。 (EditNet)</p> <p>○ 4-1 利用部門と管理部門の分離が不徹底 電気通信事業法は、NTT東西殿の管理部門が自社の利用部門や接続事業者を公平に扱うことを求めています。</p> <p>しかし管理部門の相互接続推進部は、ISPがNTEの増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。 NTT東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。 (日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p>	<p>利用部門に対し、ISPとの協議状況の情報提供もしくは誘導を行い、ISPには利用部門との協議の誘導した可能性（管理部門が利用部門の営業活動の一部を担い、情報共有を行っている可能性）があります。いずれにしてもNTT東西殿管理部門によって接続の困難性を高め、利用部門のサービスへ誘導していた懸念があることから、NTT東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。 (ISP13者)</p> <p>○ 各者意見に賛同します。 研究会で明らかになった、NTT東西殿による一部事業者のみに対する不公正な網終端装置メニューの提供は、接続ではなく卸提供であると考えられますが、その場合、NTT東西利用部門がISPに対して網終端装置の提供を行ったこととなります。この状況から、管理部門が利用部門に対し、ISPとの協議状況の情報提供もしくは誘導を行い、ISPには利用部門との協議の誘導した可能性（管理部門が利用部門の営業活動の一部を担い、情報共有を行っている可能性）があります。いずれにしてもNTT東西殿管理部門によって接続の困難性を高め、利用部門のサービスへ誘導していた懸念があることから、NTT東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。また、利用部門からこの意見書提出について各社に圧力がかかった可能性もあり厳正な対処を総務省殿に要望致します。 (特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>機構)</p> <p>○ プロバイダー協会地域部会の意見に賛同します。理論上、誰の負担でNTEを増設したとしても、管理部門の収入（相互接続会計の収入）は増え、これはコストベースのため収支も均衡するはずです。</p> <p>利用部門の収支を考えて相互接続推進部がNTEを増設を拒否しているならば、それはNTT東西の機能分離が不十分です。</p> <p>(Edit Net)</p>		
<p>意見11 ●NTT東日本ではすでに、現行メニューにおいて増設基準を緩和するとともに網接続料を上乗せしたメニュー（「C-20型」）を提供しているが、これは接続約款の規定を超えてNTT東西の負担をISPに網改造料として転嫁したものである。総務省にはこの点に問題がなかったか、検証されることを要望する。</p>	<p>再意見11 (1) ■C-20型の提供については、「ISPへの負担付け回し」や「ISP事業者が網改造料で肩代わり」することを意図したのではない。</p> <p>(2) ●左記意見に賛同。総務省においては、既存の網終端装置のインターフェース部分の料金について、接続約款の規定に照らして適切なものであるかどうか、検証いただくことを要望する。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 2-2 既に「ISPの要望」と称した費用転嫁</p> <p>NTT東日本殿ではすでに「増設基準緩和メニュー」として、従来型NTEの増設基準を緩和するとともに網接続料を上乗せしたメニューを提供しています。NTT東西殿はまるで自社の企業努力のように「増設基準を緩和」と表現していますが、これはNTT東西殿の負担を一部ISPの網改造料に転嫁したものです。</p> <p>従来型NTE（C型）は増設基準が8000セッションで網改造料は月額 円ですが、2000セッションに緩和したメニューは月額約 円です。これらは同じ仕様のNTEであり、設置後に相互にメニュー変</p>	<p>○ C-20型の提供については、インターネットトラフィックの急増への対応として、費用負担増があったとしても、網終端装置の増設のタイミングを早めたいとする接続事業者からのご要望を踏まえ、スループットの向上につながる網終端装置メニューの多様化の一環として、メニュー提供に至ったものであり、当社として、「ISPへの負担付け回し」や「ISP事業者が網改造料で肩代わり」することを意図したものではありません。</p> <p>現に多数のISP事業者（18者、2,180台</p>	<p>○ NTT東日本において、接続事業者に対して「C型」、「C-20型」等の呼び名で接続事業者向けホームページ等で周知し説明をしている「網終端装置メニュー」について、接続事業者に請求している金額は、NTT東日本では、その接続約款で設定する網改造料である「IP通信網終端装置に協定事業者との接続（略）のためのインタフェ</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>更が可能で、よって、インタフェース部分の原価は最高でも [] 円であるにもかかわらず、網改造料として約 [] 倍の金額をISPに負担させていると考えられます。つまり、NTT東西殿は本来の約款の規定を超え、NGN網内の設備増強の費用をISPに請求していると考えられます。</p> <p>「増設基準緩和メニュー」「自由に増設できるメニュー」はいずれも、NTT東西殿の企業努力ではなく、負担をISPに転嫁することで実現しているメニューと考えられます。多くのISPがNTEの輻輳に困る状況で、早急に利用者環境を改善するために本来の費用負担区分を超え、NGN網内の設備増強費用を負担しているのが現状ですからこれら既存のNTEに関する費用負担が正しく行われているのか、確認が必要であると考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)</p> <p>○ (すでにISPへの負担付け回しが横行)</p> <p>約款変更認可プロセスの項でも触れた通り、NTT東日本には既に「増設基準緩和メニュー」を提供しており、実際に一番使われているのは「増設基準を2000セッションに緩和されたメニュー」とのことです(2017年4月12日、接続料算定研究会(第2回)におけるNTT東西提出資料p17, 議事録p39)。</p> <p>NTT東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。</p> <p>このタイプはC-20型と呼ばれ、同じ資料で「中型NTE」と示されるC型(増設基準セッション数が</p>	<p>2017年12月末時点)にご利用いただいております。円滑なインターネット接続の実現に寄与しているものであり、当社としては、引き続きC-20型を提供することは必要であるものと考えます。また、今回の新たな網終端装置メニューを新設することで、網終端装置の増設タイミングを事業者の判断で決定することができるようになることは、円滑なインターネット接続の発展につながるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 上述の(1)ユーザ料金とコスト負担についても述べた通り、網終端装置本体はNTT東・西の役務提供区間であり、コストはフレッツ光料金に含まれています。ISP事業者は、網終端装置のインタフェース部分のみを網改造料でコスト負担することになっています。</p> <p>左記EdiNet、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP 部会の意見にある通り、増設基準セッション数が8000の「C型」と増設基準セッション数2000の「C-20型」について、仮に同じインタフェース価格であるにも関わらず、異なる網改造料が適用されていたのだとすれば、接続約款の規定と異なることとなるため、総務省におかれましては、既存の網終端装置のインタフェース部分の料金について、接続約款の規定に照らして適切なものであるかどうか、検証いただくことを要望致します。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>「一スを付与する機能」の接続料であるとしている。しかしながら、総務省からNTT東日本に対し確認を行った結果、これらの金額として、「C型」、「C-20型」等で異なる額が設定されているが、対応する設備は、同一種類の網終端装置であり、インタフェースの帯域等の技術的仕様も全て同一であるところ、NTT東日本が自らの判断で設定する、1装置当たりのセッション数(それを超えると接続事業者の要望により次の網終端装置を増設できることとなる増設基準)が異なることを理由に異なる金額が設定され、請求されている実態が認められた。</p> <p>○ この実態の適切性、特に接続約款の規定との異同について、早急に総務省においてNTT東日本の考え方を確認して検証を行い、必要な措置を講じていただきたい。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>「8000」とされるタイプ)と同じ機器であり、相互にメニュー変更が何度でも可能です(形式名その他については、2018年1月23日接続料算定研究会(第11回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による)。</p> <p>違いはC型の増設基準セッション数が8000で網改造料が月額約[]円であることに対して、C-20型は増設基準が2000セッションに緩和される一方、網改造料が約[]円に上がります。</p> <p>同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格(接続約款に基づき計算される網改造料)は[]円のはずですが、約[]倍をISP事業者には負担させています。この差額は、本来NGN網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される(NGNの利用者料金の中から負担される)ところを、ISP事業者が網改造料で肩代わりしています。</p> <p>つまり、本来の負担区分のNTEではすでにISPのサービスが立ち行かなくなり、NTT東西は本来の接続約款の規定(本来の接続料)を超え、ISP事業者にはNGN網内の設備状況費用を肩代わりさせているのが現状なのです。これは認可約款に基づき「機能」の範囲を画定し、原価に従った接続料を設定する接続料制度(事業法33条4項2号ほか)の形骸化に他なりません。</p> <p>「増設基準を緩和したメニュー」は、本来のNTEとD型NTEの中間に位置するサービスですから、本件変更案の附則2項において「当社が別に定めるもの」の1つとして想定されている可能性があります。</p> <p>このまま本件約款変更が認可されれば、なし崩し</p>	<p>○ 各社の意見に賛同します。</p> <p>第一種指定電気通信設備における接続料は原価主義であるため、装置が同一であれば、接続料は同額となるはずですが、そのため、例えばC型の各NTEに対する費用負担は同額になるはずであるものの、現状はそれぞれに接続料が異なっています。同じ装置であるにもかかわらず接続料が異なっているということは原価に基づかない料金設定がされているとしか考えられません。これは第一種指定設備の料金算定や、インターフェースのみを支払う当該接続料金の考え方に合致していません。今回のD型NTEだけでなく網終端装置全般の料金の妥当性について、データが開示された上でオープンに議論されることが必要です。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会、ISP13者【同旨】、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構【同旨】)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>的に費用負担の付け回しが行われた問題を追認することにつながります。料金収入と費用負担の区間が異なる問題が恒久化してしまい、NGNの相互接続における責任分担（費用負担）の範囲をもう一度きちんと整理する機会を逸することになります。</p> <p>本件変更認可申請を機に、総務省にはこの点に問題がなかったか、NTT東西からも聞き取りを行い、よく検証されることを要望します。</p> <p>(EditNet)</p>			
<p>意見12 ●同一事業者内において網終端装置をビル間で移動できるようにする等の有効活用も検討すべき</p>	<p>再意見12 ■具体的な要望をいただいた際には、装置の取り外しや移送費用等の負担を前提に、実現性を含め検討していく考え。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○（その他）</p> <p>・既存設備も含め、同一事業者内の網終端装置をビル間で移動できるようにする等の有効活用も検討すべきである。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス)</p>	<p>○ 同一事業者における網終端装置のビル間移動については、具体的なご要望をいただいた際には、装置の取り外しや移送費用等のご負担を前提に、実現性を含め検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体の要望に応じ、技術的・経済的な検討を行った上で、効率的な設備運営に向けた対応を行う必要がある。</p>	<p>無</p>
<p>意見13 ▲NTT側の料金や工事申請から実際の工事迄の期間の妥当性について検証が必要。</p>	<p>再意見13 (1)●網終端装置の設置に関し、納期短縮についての検討も必要。</p> <p>(2)▲NTT側の料金は不当。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 下記の事項について、NTT側の料金が妥当か及び工事申請から実際の工事迄が長すぎではないかのチェックが必要であると考えます。</p> <p>1. NTT有利の価格設定は光回線の独占に拍車をかける可能性がある。</p> <p>2. 一方工事申請が行われたにも関わらず長期間工事が行なわれ無い行為はかつてADSL設備スペースを長期間仮押さえし後発のイー・アクセスとアカネットワークス社の参入妨害と同様の問題が発生する為、工事申請後速やかな代金納付と申</p>	<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)による網終端装置の設置に関し、事業者の要望から実際に利用開始できるまでの時間が長期化するケースがあることも輻輳問題の1つの要因と考えられるため、納期短縮についての検討も必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ 不当。私見では、PPPoE方式のISPを利用する</p>	<p>○ 円滑なインターネット接続に向けて、網終端装置の利用開始までの期間については、接続事業者・関係団体の要望に応じ、その短縮化の検証を続けていく必要がある。その上で、設置に要する標準的期間が現在1年として接続約款(第38条第1項(2))に定められていることの妥当性を含</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>請事業者による必要設備の納入がなければ次点申請事業者に自動的に順番が移る等の条項が必要だと思われます。</p> <p>今般の変更は、このメニューに加え、その増設が接続事業者の要望により行われるメニューを新設するものである。また、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。</p> <p>(個人)</p>	<p>場合で著しい輻輳が発生しているとき、ISP料金込みひかり電話付きでフレッツ光には2500円(税抜き)程度の価値しかない。なお、フレッツ光の料金構造は、月々、ひかり電話料500円(SIPサーバ等料250円、ONUのホームゲートウェイ化料250円。)、ONU料400円、シェアアクセス回線(ファミリープラン。戸建て向け。)料1300円(収容ルータ(回線収容設備)料含む。分岐利用率50%(16/32)。)、コア網(NGN。IP通信網。うち県間通信用設備は、非指定設備(意見書提出時。2018年2月13日。))料500円、PPPoEセッション料1000円(基本2セッション。500円/セッション。PPPoE方式のIP通信網終端装置(関門系ルータ、エッジルータ。)利用料。)、その他410円と推測する(いずれも税抜き)。</p> <p>(個人)</p>	<p>めて、総務省においてもフォロアップを行う必要がある。</p>	
<p>意見14 ▲ここまでの異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーの立場に立った対応をすべき。</p>	<p>再意見14 (1)■ユーザあたりスループットの改善に取り組んできた。今後も、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考え。</p> <p>(2)●NTT東日本・西日本は、すべての利用者のために、これらの輻輳問題等を早期に解決すべき。</p> <p>(3)●フレッツ光の品質低下は「重大事故」として取り扱うことが適切。</p> <p>(4)▲強い規制が必要。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ フレッツ光集の1G回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbpsくらいしか出なくなった。ADSLより遅く、ISDNやアナログモデムに近づく速度になった。自分</p>	<p>○ (再掲)当社は、網終端装置の接続メニューについて、これまでもインターネットトラヒックの急増に対応するため、ISP事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、ISP</p>	<p>○ 考え方2のとおり。</p> <p>○ 総務省においては、引き続き、接続制度が適正性・公平性・透明性をもって運用され</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまでの異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか。</p> <p>(個人)</p>	<p>事業者からのご要望を踏まえ、装置の大容量化や増設基準の柔軟化等により、ユーザあたりスループットの改善に取り組んできました。</p> <p>今回の新たな網終端装置メニューは、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、有効に機能することが期待されるものです。既に多くのISP事業者(6[7]者、49[141]台、2018年1月16日時点)^(注)より利用意向が表明されており、インターネットトラヒックの急増に対応するための選択肢の一つとして、当該メニューを早期に提供することが重要であることから、その提供開始時期に影響を与えないようにする必要があります。</p> <p>また、現行メニューの増設基準を見直すべきとのご意見について、当社としては、引き続き、現行メニューの増設基準の見直しや新たな網終端装置メニューの提供の実施に向けて検討していく考えです。その際には、こうした当社側の対応だけでなく、ISP事業者においても、適時適切に自社ネットワークを増設いただく等、当社とISP事業者の双方が協力していくことが不可欠です。今後も当社としては、トラヒック状況を踏まえ、ISP事業者と協力して課題解決に取り組んでいく考えです。なお、ご意見を出されている事業者のうち、当社と直接接続をしていない事業者の課題解決については、当社と直接接続しているISP事業者も交えて、実態を確認しつつ、取り組む考えです。</p>	<p>るよう、事業者間取引をめぐる状況を注視し、必要な対応を適正かつ迅速に行う必要がある。</p> <p>○ なお、通信品質の低下の問題を「『重大事故』として取り扱うことが適切」との再意見については、電気通信事業法施行規則(昭和60年総務省令第25号)第58条に規定しており、電気通信設備の故障がある場合に重大事故としての対応を求めていく必要がある。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>(NTT東日本・西日本) (注) []内はNTT西日本の数値</p> <p>○ 弊社はNGNと接続し、インターネット接続サービス(フレッツサービス)を提供していますが、個人の意見と同様に、日々通信速度に関して苦情を受けています。その中には、「他のISPに乗り換える」として解約される顧客も少なくありません。</p> <p>NTT東西殿は総務省「接続料に関する研究会」にて、これら一連の問題をインターネットのトラフィック増加によるものと述べています。しかしインターネットのトラフィック増加は今日、突然発生したものではなく、過去から連続的に発生していたものです。また、そのトラフィックの増加は過去より研究機関やシンクタンクなど殿々なレポート等で予測されていたため、今日のトラフィック増加は十分に予見可能でした。したがって、NTT東西殿が「トラフィックの増加」を理由とするのは、本質的にトラフィック増加が原因ではなく、トラフィック増加が予測されたにもかかわらず、NTT東西殿がサービス品質を適切に維持するための設備投資を怠っただけに過ぎません。</p> <p>弊社では、これらの予測や利用者のトラフィック増加に合わせ、弊社ネットワークの増強を行っていることから、弊社ネットワーク内において輻輳はありません。弊社の調査やNTT東日本殿との協議等から、NGNの輻輳の原因が網終端装置(NTE)であることは明らかで</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>す。しかしNGNではNTT東西殿がネットワークの管理を行っているため弊社では対応することができません。弊社では従前より、トラフィックの輻輳を予測・危惧し、NTT東日本殿に対して、インターフェースの広帯域化やIPoE における単県POIの設置など殿々な提案・要望をしてきましたが、NTT東殿は「諸条件は約款に規定されている」として進展することはありませんでした。</p> <p>NTEはNTT東西殿のネットワーク内部に設置されるものです。NTT殿が協議で「規定されている」と述べる通り、NTEはNTT NGNとISP網間に規定されるPOIよりNTT NGN側に設置されており、NTT殿によって主体的に設計・設置・運用・保守されるものです。この装置は当然NTT東西殿のユーザ約款にて規定された役務区間となっており、接続事業者であるISPがそれらの装置の設計や仕様に関与することは一切できません。</p> <p>NTEはNTT東西殿の役務区間であるにも関わらず、今回のメニューはISPに対してその装置の負担を強いるものであることから、このメニューについては反対します。このまま本NTEのメニューが認められれば、輻輳問題を主体的に解決しなければならないNTT東西殿が、そのコストのみをISPに負担させることになり、事業主体である自らが輻輳問題を解決しないことが十分に懸念されます。</p> <p>NTT東西は「速さ」を宣伝して、フレッツ光への加入を促進してきました。ベストエフォート回線とはいえ、1Gbps の回線速度に対し</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>て、数百kbpsなどという速度の実行速度を提供することは、明らかに消費者の常識を超えた低いサービスレベルであり、この状況が消費者問題となる優良誤認表示と指摘されうる状況であると考えます。</p> <p>左記個人の指摘のとおり、サービスの品質低下によって多くの消費者の信頼を失っていることは明らかです。本問題は国の礎として重要なICTインフラに関する重大な社会問題であると言えます。NTT東西殿は、すべての利用者のために、これらの輻輳問題等を早期に解決すべきであると考えます。</p> <p>(新潟通信サービス)</p> <p>○ 個人の方からの意見のとおり、時折発生しているフレッツ光準の通信品質の低下については、光回線が整備されているにも関わらず多くの利用者が困っている現状を残念に思います。</p> <p>この通信品質の低下の問題は、年々の通信データ量の増加を容易に想像できるにも関わらず、実状にあわせた設備の適切な見直しが行われて来なかったことによる、NTT東西殿の設備設計及び運用の人的ミス（事故）であり、その影響の範囲は、電気通信事故の報告で定められた「2時間3万人」にとどまらず、極めて大きいと思われるため、まずは本件を「重大事故」として取り扱うことが適切であると考えます。</p> <p>また、本件は、NTT東西殿の設計・運用・設備に起因する問題であることから、通信品質</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>低下対策としてのD型（NTT東西殿が本来支払うべき費用を他事業者に肩代わりさせる形）は認めるべきではありません。</p> <p>多くの利用者が困っている状況からも、総務省殿のご指導のもと、本件が速やかに解決することを強く望みます。</p> <p>（アットアイ）</p> <p>○ 多くのISPは左記個人の意見の同様のクレームを日々受けています。総務省「接続料の算定に関する研究会」において示した通り、当協会が実施したISP向けアンケートにおいても、約9割のISPが「顧客から網終端装置の輻輳におけるクレームを受けたことがある」と回答し、更に、8割以上のISPが「輻輳問題で解約した顧客が存在すると思う」と回答しています。網終端装置のクレームの原因の設備は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT東西殿」といいます）が設置・管理・運用する設備（網終端装置、NTE）であるため、多くのISPがNTT東西殿にその設備の増設を要請していましたが、殆どのケースで断られており、多くのISPは対処ができない状況です。</p> <p>左記個人の意見のとおり、昨今の網終端装置を起因とする輻輳問題は、ベストエフォート回線であるものの、1Gbpsの回線速度に対して実効速度がkbpsオーダーであるなど、あきらかに一般的常識とかけ離れた程度の実効速度となっていることです。これはNTT東西殿のユーザ約款に基づくサービスの品質の問題であ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>り、NGNを利用する消費者の共通の問題です。原因箇所である網終端装置の設備を管理・運営し、利用者からネットワーク利用料として収益を得ながらサービスを提供しているNTT東西殿が消費者の声を受け止め、自らの事業責任において早急に改善を行うべきです。 (日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会、ISP13者【同旨】、特定非営利活動法人地域間高速ネットワーク機構【同旨】)</p> <p>○ ISP事業者に対しても、速度低下についてご意見をいただいたものと理解しています。 ご意見を提出して下さったことに感謝するとともに、ご不便を感じているご利用者がいらっしゃることに、当社もISPのサービスを提供する会社のひとつとして、心苦しく感じています。 今回の意見募集では、NTT東西が設計・管理をする設備であるNTE（網終端装置）の増設問題のため、今回の意見書で各社・団体が提出した意見にもある通り、NTT東西に対してNTEの増設による問題の解決を求めてまいります。 (EditNet)</p> <p>○ 強力な強制力のある規制が必要である。 (個人)</p>		

平成30年3月23日

総務大臣
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

平成29年12月22日付け諮問第3099号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - (1) 接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、十分な時間的配慮をもって関係事業者等への説明会を開催し、それにより寄せられる関係事業者等の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行っていくべきことを、NTT 東日本・西日本に求めること（考え方3）。
 - (2) 次の各事項が着実に実現するよう、状況を注視し、必要に応じ対応すること（考え方6）。
 - ① 本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者が要望する場合は、NTT 東日本・西日本において、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応すること。
 - ② 現行メニューでの対応の方向性が接続事業者・関係団体に対し早期に明らかにされることが必要であるところ、NTT 東日本・西日本において、総務省からの要請（平成30年2月26日総基料第33号）に基づき現行メニューに関する検討状況を総務省に報告した後速やかに、その内容について接続事業者・関係団体に説明する場を設けること。

(3) 関門系ルータに係る卸電気通信役務についての適切な情報開示（具体的な提供条件や提供可否の回答が円滑に行われるための手続の開示を含む。）が行われるよう、NTT 東日本・西日本に求めること（考え方7）。

以上

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下NTT東日本及びNTT西日本を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年12月18日(月)

3. 実施予定期日

認可後、準備が整い次第実施。

4. 概要

インターネット接続のために接続事業者がNTT東日本・西日本の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)と接続する際にNGNに設置される網終端装置について、接続事業者の要望により増設するメニューを新たに設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 変更の経緯

光ファイバインターネット接続サービスなどのIP通信の役務(卸電気通信役務を含む。)の提供のためにNGNに他事業者が接続する方式として、現状、PPPoE(Point-to-Point Protocol over Ethernet)とIPoE(Internet Protocol over Ethernet)の両方式が並存している。

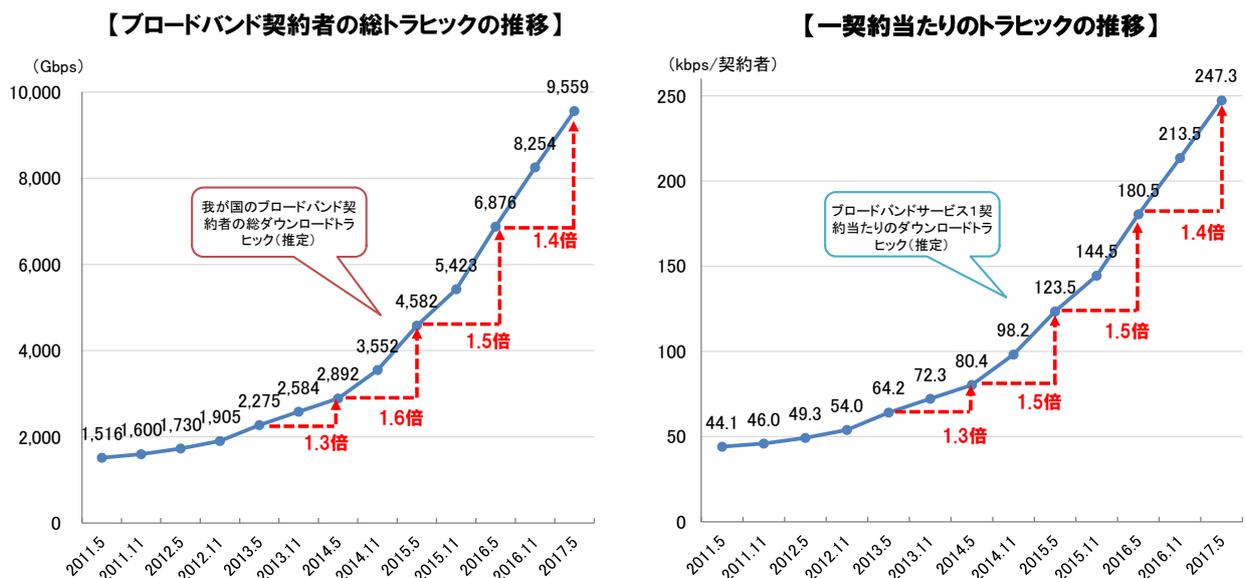
インターネットトラフィックが年間1.4~1.5倍の速度で増加する中で、NGNの関門系ルータ(※1)の十分な能力を確保することが課題となっているが、現状ではIPoE方式の関門系ルータの増設が接続事業者の要望により行われるのに対し、PPPoE方式では関門系ルータの増設がNTT東日本・西日本の判断によるもの(※2)となっているため、PPPoE方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にあるとの指摘がなされてきた。

これについて、先般意見募集(パブリックコメント)を行った、諮問第3096号に係る省令等改正案(※3)に対する意見において、NTT東日本・西日本から、網終端装置(本資料ではPPPoE方式の関門系ルータを指す。以下同じ。)を接続事業者の要望により増設するメニューを新設する旨の表明があったところ、今般、これを実現するため、NTT東日本・西日本から接続約款の変更の申請があったものである。

※1 エッジルータとも呼称。

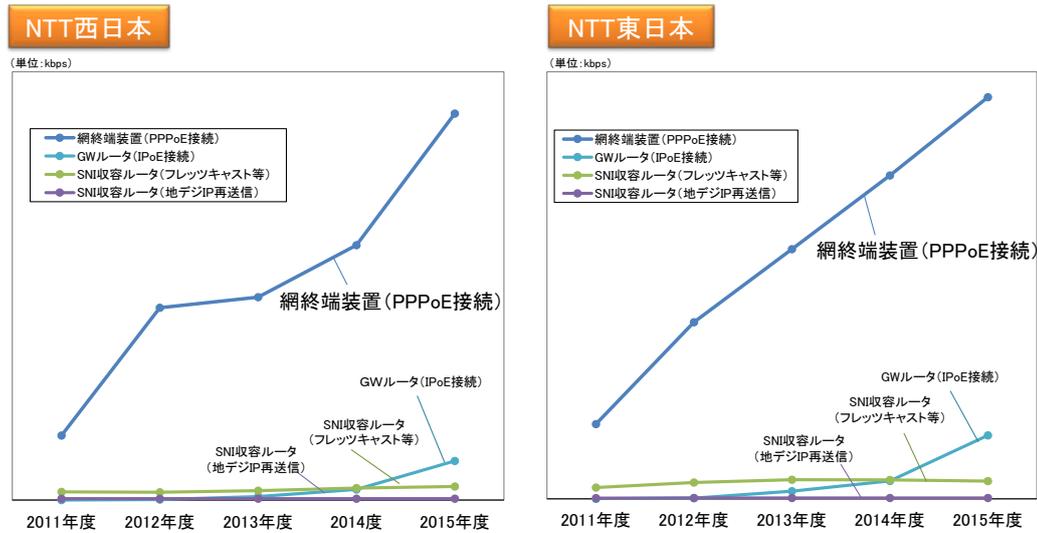
※2 接続事業者の要望を受け、NTT東日本・西日本がその設定する基準により判断。

※3 電気通信事業法施行規則等の一部改正(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)



(出所)総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果(2017年5月分)」

【エッジルータにおける実績トラフィックのトレンド】

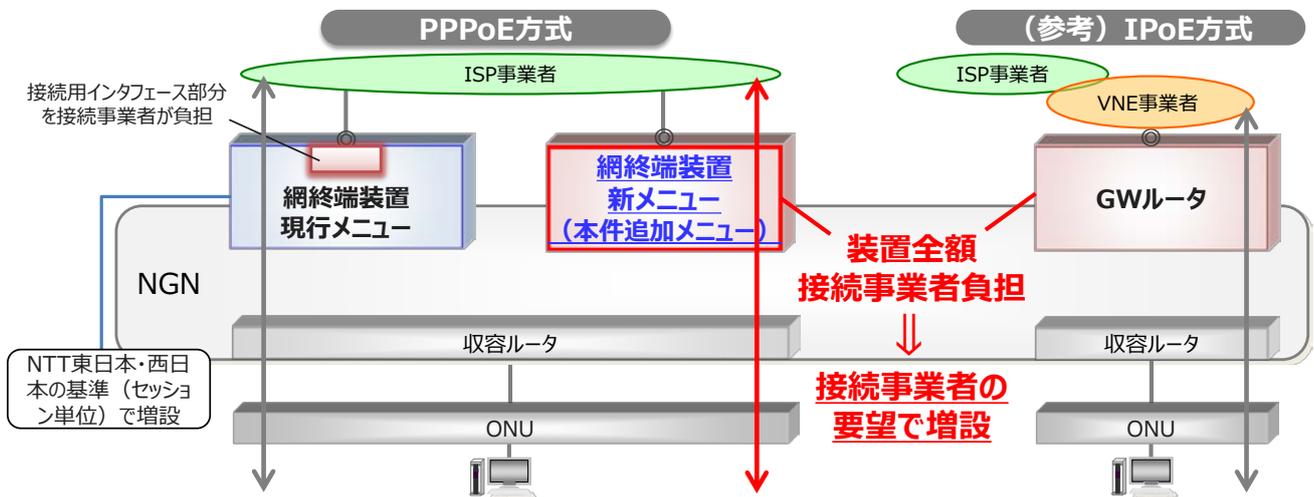


(出所) 接続料の算定に関する研究会第5回会合 参考資料5-1 16,17頁を基に総務省作成

2. 変更の概要

NGNの網終端装置については、これまでNTT東日本・西日本がその設定する基準により増設を判断することとされてきた。

今般の変更は、このメニューに加え、その増設が接続事業者の要望により行われるメニューを新設するものである。また、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。



(出所) 接続料の算定に関する研究会第8回会合 NTT東日本・西日本提出資料(資料8-3) 27頁を基に総務省作成

3. その他

NTT東日本・西日本においては、本申請の認可後、準備が整い次第、接続事業者に本件増設に係る機能の提供を開始する予定。

なお、現行メニューの網終端装置については、諮問第3096号に係る省令等改正により、関門系ルータ交換機能と位置付けられNTT東日本・西日本の増設基準の基本的事項が接続約款に明記されることとなった(増設に制約がある場合)。

審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	—	変更事項なし
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号))	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号))	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号))	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号))	適	接続約款料金表の網改造料欄において「IP 通信網終端装置において PPPoE 方式による接続を行うための機能」に係る網改造料として規定されており、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められているものと認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第5号))	—	変更事項なし
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第6号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第7号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第8号))	—	変更事項なし
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第9号))	—	変更事項なし
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 10 号))	—	変更事項なし
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 11 号))	適	他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が、適正かつ明確に定められているものと認められる。
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 12 号))	—	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	変更事項なし
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



別添



接続約款変更認可申請書

東相制第(7-0008)号
平成29年12月18日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかふしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧 新

第2 網改造料		第2 網改造料	
1 適用 (略)		1 適用 (略)	
1-1 網改造料の対象となる機能		1-1 網改造料の対象となる機能	
区分	(1)~(50) (略)	区分	(1)~(50) (略)
	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPPoE方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能		ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPPoE方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能
	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能
	ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能		ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能
	備考 (略)		備考 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。(網改造料に関する経過措置)

2 料金表第1表第2(網改造料)第51欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。



接続約款変更認可申請書

西設相制第00086号
平成29年12月18日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かす

代表取締役社長 村尾 和

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第2 網改造料
1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	(略)	備考 (略)
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	<p>ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</p>	

第2 網改造料
1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	(略)	備考 (略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	<p>ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能</p>	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
(網改造料に関する経過措置)

2 料金表第1表第2 (網改造料) 第53欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。